

特別支援教育部会における議論の取りまとめ（案）

（特別支援教育部会における議論の現状等）

特別支援教育における教育課程の改善・充実については、平成26年11月に中央教育審議会に対して行われた諮問において、全ての学校における発達障害を含めた障害のある子供たちに対する特別支援教育を着実に進めていくための見直しや、特別支援学校における自立活動の充実や知的障害のある児童生徒のための各教科の改善等に係る審議が求められた。

中央教育審議会に設置された教育課程企画特別部会では、教科等の枠を超えた視点から、教育課程の総体的な構造の在り方等の改訂について基本的な考え方の議論が重ねられ、昨年8月に「論点整理」が取りまとめられた。

この「論点整理」においては、特別支援教育について、全ての学校や学級に発達障害を含めた障害のある子供たちが在籍する可能性があることを前提として、幼稚園教育要領、小学校、中学校、高等学校の各学習指導要領において特別支援教育に関する内容を更に充実することや、障害の状態の多様化に対応した特別支援学校学習指導要領等の改善・充実、また幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の間での教育課程の円滑な接続等についての検討の必要性が示された。

本特別支援教育部会（以下「本部会」という。）においては、この「論点整理」を受けて、平成27年11月より具体的な学習指導要領の改善・充実の方策についての専門的な議論を開始した。

本部会では、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の在り方、特別支援学校の教育課程の改善・充実について検討を行うとともに、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等と特別支援学校との教育課程の連続性についても検討を行った。

また、同年12月より「高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」において、高等学校における通級による指導の在り方の制度設計に関する検討が行われたことを受け、本部会としても、その際の教育課程上の在り方について検討を行った。

1．特別支援教育の意義とインクルーシブ教育システムを巡る動向

（1）特別支援教育の意義

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

特別支援教育は、かつての特殊教育の対象となっていた障害だけでなく、知的発達に遅れのない発達障害も含めた全ての障害を対象として、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されなくてはならない。

また、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認め合いながら様々な人々が生き生きと活躍できる社会を形

成していく上での基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を有している。

(2) インクルーシブ教育システムを巡る動向

我が国は、平成 19 年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、平成 26 年にこれを批准した。同条約では、人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者がその能力等を最大限に発達させ、社会に効果的に参加することを可能とするため、障害のある者と障害のない者とが共に学ぶ仕組みとしての「インクルーシブ教育システム」の理念が提唱された。

同条約の署名から批准に至る過程において、平成 23 年の障害者基本法の改正、平成 25 年の就学先決定に関する学校教育法施行令の改正、平成 28 年 4 月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)など、教育分野を含め、同条約の趣旨を踏まえた様々な制度改正が行われている。

特に教育分野では、上述の学校教育法施行令の改正のほか、平成 22 年 7 月に中央教育審議会初等中等教育分科会の下に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設置し、同条約に示された教育の理念を実現するための特別支援教育の在り方について審議を行い、平成 24 年 7 月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(以下「特別委員会報告」という。)が取りまとめられた。

インクルーシブ教育システムを構築するためには、障害のある者とない者とが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対し、自立と社会参加を見据え、その時々で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

そのためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、子供の多様な教育的ニーズに対応できる学びの場を充実することにより、子供たち一人一人の十分な学びを確保していくことが必要であると特別委員会報告は指摘している。

一方、障害者差別解消法では、障害のある子供たち一人一人が学びの機会を享受するために障壁となるものがあり、その除去を必要とする旨の意思の表明がある場合には、その実施に伴う負担が過重でない限り、その除去のための合理的配慮を求めている。

これに関連して、障害者差別解消法においては、同法の対象とする「障害者」について、いわゆる「社会モデル¹」の考え方を踏まえた障害者基本法に規定する「障害者」と同じ捉え方をしている。すなわち「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」が対象とされている。

これについては、平成 13 年 5 月に世界保健機関(WHO)において採択された「国際生活機能分類(ICF / International Classification of Functioning, Disability

¹ 障害者が日常生活又は社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方。

and Health)」との関連で理解することが必要である。つまり、障害の状態は、疾病等に基づく側面から捉える「医学モデル²」だけでなく、社会的な要因による側面から捉える「社会モデル」の両者を統合して「障害」を把握する必要がある。

既に、平成 20 年及び平成 21 年に作成された特別支援学校学習指導要領解説総則等編（幼稚部・小学部・中学部）等では、個々の幼児児童生徒の「学习上又は生活上の困難」を把握したり、関係機関の間で個々の教育的ニーズ等を共有したりできるようにするため、ICFの障害の捉え方を踏まえることを示している。

障害者の権利に関する条約において、インクルーシブ教育システムで確保されなければならないとされている「合理的配慮」の提供においても、このようなICFの視点に立ち、個人因子のみならず環境因子等も踏まえて、個々の幼児児童生徒の実態を把握することが求められている。

特別委員会報告では、こうした流れも踏まえ、一人一人の教育的ニーズを把握するため、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を強化するなど社会全体の様々な機能を活用することを提言している。

学ぶ場にかかわらず、一人一人の教育的ニーズを把握して適切な指導と必要な支援を行う特別支援教育を推進することは、障害のある子供と共に学ぶ周囲の者に対して、障害に応じた支援の重要性についての理解を促進することにもつながる。

障害のある子供が地域社会の中でその一員として積極的に活動し、豊かに生きることができるようにするためには、同世代の子供や地域の人々との交流等を進めることが重要である。

インクルーシブ教育システムの構築は、全ての学校で取り組む必要のある課題であることについて、全ての教員が理解を深め、特別支援教育に関する専門性を高めるとともに、学校全体で特別支援教育への対応を充実させていくことが求められる。

また、一人一人の子供たちがそれぞれの障害の状態や発達の段階に応じ、自立や社会参加に向けて必要な資質・能力を身に付けていくことができるよう、各発達の段階を通じて子供たちにとって最適な学びの機会を確保していく観点から、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の間で、教育課程の円滑な接続が確保されるようにすることが必要である。

2．幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育

（1）基本方針

学習指導要領等の改善・充実に向けては、障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、子供たちの自立や社会参加を一層推進していくため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な教育的ニーズに対応できる学びの場を確保し、一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導を一層充実させていくことを基本方針とすべきである。

² 障害を病気・外傷やその他の健康状態から直接的に生ずるもので、個人の問題として捉える考え方。

(2) 幼稚園等

現状と課題

平成19年の学校教育法の改正により、幼稚園(認定こども園を含む。以下「幼稚園等」という。)においても、障害のある幼児に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定された。

障害のある幼児が在籍していることを踏まえ、近年、幼児一人一人の障害に応じた指導や支援を行う園が増えている。小規模の幼稚園等が多い中、特別支援教育コーディネーターを中心とした園内の支援体制の構築や、個別の教育支援計画や個別の指導計画³を作成・活用した指導や支援が徐々に進んできている。

幼児期における特別支援教育については、発達の個人差が特に著しい時期であることを踏まえ、専門機関との連携等による丁寧な実態把握を行うことや、幼稚園等が集団の教育力を生かす場であることを踏まえ、集団の生活の中で適切な指導内容や指導方法を工夫すること等が求められる。

また、支援体制に関しては、幼児が受けた乳幼児健診等の情報を保健部局等と幼稚園等で必要に応じて共有することや、幼児の障害の状態や特性、支援方法等について専門機関と協議する機会を確保すること、保護者は家庭で過ごしている幼児の様子からだけでは幼稚園等における困難さが理解しにくいこともあることから、幼稚園等における幼児の困難さを保護者と共有すること等が課題となっている。

こうしたことから、幼児の実態把握や適切な指導及び必要な支援の方法についての実践研究、障害の特性や困難さの背景等を理解するための教職員研修、保護者との情報共有、他の幼児や保護者に対する理解啓発、専門機関や小学校等との連携などの取り組みの充実が一層求められている。

改善・充実の方向性

幼稚園等における特別支援教育については、幼稚園生活だけでなく家庭や地域での生活も含め、長期的な視点に立って乳幼児期から学校卒業までの一貫した指導や支援を行うことが重要であることから、障害のある幼児一人一人に対するきめ細かな指導や支援を充実していくことが重要である。

また、指導に当たっては、個と集団の関係性を大切にしながら学級経営の中で障害のある幼児をどのように育てていくかという視点や、長期的に育てたい姿を描きながら指導や支援を行う視点を大切にすることが必要である。

その上で、個々の幼児の障害の状態や発達の段階等に応じた指導や支援が一層充実されるよう、従前示してきた障害種別の配慮に加えて、日々の幼稚園等の活動で考えられる困難さとそれに対する指導上の工夫の意図や手立ての具体例を示すことが必要である。

さらに、幼児への指導とともに、保護者の願いを聞いたり、保護者が障害を受け止められるようにしたり、保護者の将来の不安を取り除いたりするなど、子育て支援の機能

³ 個別の教育支援計画：家庭や地域、医療や福祉等の関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画

個別の指導計画：各教科等の指導に当たって、指導の目標や内容、指導方法等を示した計画

を充実していくことも必要である。

(3) 小学校、中学校等

幼稚園と同様、平成 19 年の学校教育法の改正により、小学校、中学校等（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。以下「小・中学校等」という。）においても、障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定された。さらに、平成 25 年 8 月の学校教育法施行令の一部改正（平成 25 年 9 月 1 日施行）により、特別支援学校への就学基準に該当する障害のある幼児児童生徒は原則として特別支援学校に就学するという従来の仕組みが、市区町村教育委員会が障害の状態等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みに改められた。

こうした状況の中、小・中学校等には、特別支援学校に就学できる障害種・障害の程度（学校教育法施行令第 22 条の 3）に該当する児童生徒も含め、障害のある児童生徒が在籍しており、特別支援学級や通級による指導等を通じて、一人一人の障害の状態等に応じた特別支援教育の充実が図られている。

特別支援学級に在籍する児童生徒、通常の学級に在籍し通級による指導を受けている児童生徒は、義務教育段階の児童生徒数が減少する中で毎年増加しており、また、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が通常の学級に 6.5%程度⁴在籍するとの推計（学級担任等の教員に対する平成 24 年調査（推計値））もある。

このような状況を踏まえると、特別支援学級だけではなく、全ての学級において発達障害を含めた障害のある児童生徒が在籍することを前提とした学校経営・学級経営が求められており、全ての学校において特別支援教育を推進していく必要がある。

【特別支援学級】

現状と課題

小・中学校等における特別支援学級では、小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成することを基本としながら、児童生徒の障害の状態や程度等を考慮の上、必要に応じて、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして教育課程を編成することができる。

例えば、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とした「自立活動」を取り入れたり、知的障害のある児童生徒が在籍する特別支援学級において、各教科を知的障害のある児童生徒のための各教科に替えたりすることが可能である。

課題として、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考に教育課程を編成する際に、例えば、生徒の障害の状態により特に必要がある場合に各教科の各学年の目標・内容の一部又は全部を当該学年の前各学年のものに替えたり、中学部及び高等部の各教科の目標及び内容に関する事項の全部又は一部を他の部（中学部にあっては小学部、高等部にあっては小学部及び中学部）のものに替えたりする際の手続等が分かりにくいこ

⁴ この数値は、文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

と等が挙げられている。

改善・充実の方向性

[別添 1]

小・中学校等における特別支援学級については、小・中学校等の通常学級、特別支援学校小学部・中学部の教育課程との連続性を確保しつつ、各小・中学校等での特別支援学級に在籍する児童生徒の障害の状態等を踏まえて教育課程を編成する必要がある。

このため、小学校及び中学校の各学習指導要領において、特別支援学級における教育課程編成の基本的な考え方や、各教科の各学年の目標・内容の一部又は全部を当該学年の前各学年のものに替える場合及び知的障害のある児童生徒のための各教科に替える場合等の留意点などを具体的に示すことが必要である。

【通級による指導】

現状と課題

小・中学校等における通級による指導は、通常の学級に在籍し、各教科等の授業は通常の学級で受けつつ、個々の児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別の指導(特別支援学校における自立活動に相当する指導)を例えば「通級指導教室」といった特別の指導の場で受ける形態である。

通級による指導を受ける児童生徒数の増加や障害の状態等の多様化に伴い、例えば、自立活動の視点で児童生徒の実態を捉えることや、自立活動の目標・内容の設定等のプロセスを十分に理解して指導計画を作成することなど、教員の専門性の向上が課題となっている。

また、中学校で通級による指導を受けている生徒の割合は、小学校に比べて低い状態で推移している。その背景として、小学校での通級による指導の成果により指導を終了する場合がある一方、中学校では、他の生徒と同じスタートラインで出発したいという気持ちから、生徒本人や保護者が通級による指導を望まない場合もあること等が指摘されている。障害による学習上又は生活上の困難の状況に応じ、本人や保護者の意向を最大限尊重しながら、通級による指導を受けるかどうかを適切に判断することが必要である。

改善・充実の方向性

[別添 2]

通級による指導を受ける児童生徒は、通常の学級に在籍することから、管理職や特別支援コーディネーターはもちろん、学級担任となり得る全ての教員が通級による指導の意義や基本的な考え方を理解するよう、学習指導要領に基本的な考え方等について具体的に示すことが必要である。

通級による指導の目標・内容は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導であって、特別支援学校の自立活動に相当するものであることをより明確に示し、学校種ごとに児童生徒の障害の状態や発達の段階等を踏まえた記載を充実することが必要である。

また、個別の指導計画を作成するに当たり、児童生徒の実態把握において収集した情

報に基づく目標・内容の設定から評価・改善までの一連の手続きについてそのポイントを分かりやすく示すことが必要である。

さらに、通級による指導と各教科等の授業、生徒指導や進路指導等との連携が図られるよう、これらの関係性を分かりやすく示すことが必要である。

【通常の学級】

現状と課題

医療の進展や支援機器等の開発により、例えば、以前なら特別支援学校や特別支援学級に在籍していたであろう肢体不自由、病弱や身体虚弱等の児童生徒が通常の学級に在籍することが増えてきており、その際、他の児童生徒と共に学ぶために必要かつ適切な学習内容の変更・調整を行うなど、児童生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫等が必要となっている。

また、例えば、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、音韻認識や視覚認知の弱さ、協調運動の困難さ、対人関係やコミュニケーションの課題等の困難さを抱えている状況を早期に発見し、適切に対応することが求められている。さらに、障害による困難さそのものだけでなく、これらの困難さから派生する可能性のある自尊感情や学ぶ意欲の低下等の二次的な課題にも留意しながら指導を行うことも求められている。

近年、通常の学級においても、児童生徒の障害の状態等に応じた指導事例の蓄積や、全ての児童生徒にとって分かりやすい授業の在り方や学級経営についての研究等が進んできている。障害のある児童生徒にとって分かりやすい授業は、障害のない児童生徒にも分かりやすい授業であることを全ての教員が理解し、指導力の向上に努め、日々の指導に活かしていくことが求められる。

改善・充実の方向性

[別添 3]

小・中学校等の通常の学級においても、発達障害を含めた障害のある児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、個々の児童生徒の障害の状態等の実態把握や、障害の状態等に応じた指導内容・指導方法の工夫を検討することが必要である。

このため、全ての教科等の授業において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫の意図や手立ての具体例を示すことが必要である。

(例) 国語科

- ・文章を目で追いながら音読することが難しい場合には、自分がどこを読むのかが分かるよう、教科書の文を指等で押さえながら読むよう促したり、教科書の必要な箇所を拡大コピーして行間を空けたり、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用したりするなどの配慮をする。
- ・考えをまとめたり、文章の内容と自分の経験とを結び付けたりすることが難しい場合には、児童がどのように考えればよいのか分かるように、考える項目や手順を示した

学習計画表やプリントを準備したり、一度音声で表現し、実際にその場面を演じる活動を行った上で書かせたりするなどの配慮をする。

- ・自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが難しい場合には、児童が身近に考えられる教材（例えば、同年代の主人公の物語など）を活用し、行動の描写や会話文に含まれている気持ちがよく伝わってくる語句等に気付かせたり、気持ちの移り変わりが分かる文章のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるようにしてから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。
- ・自分が書いたものを読むことが難しい場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したりICT機器を活用したりして発表するなど、児童の表現を支援するための多様な手立てを工夫し、自分の考えを持つことや表すことに対する自信を持つことができるような配慮をする。

（４）高等学校等

現状と課題

学校教育法の改正により特別支援教育を行うことが規定されたのは、高等学校等（中等教育学校後期課程を含む。以下「高等学校等」という。）も同様である。通級による指導の仕組み等のない高等学校段階では、発達障害を含む障害のある生徒が通常の学級に在籍し、生徒の障害の状態等に応じて、各教科等の授業において必要な指導と支援が行われている。

文部科学省が平成26年度より実施した「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業」では、学校教育法施行規則第85条に基づき、通常の高等学校の教育課程によらない特別の教育課程を編成し、障害に応じた特別の指導を行うための教育課程の編成や具体的な自立活動の指導内容や指導方法等についての実践研究に取り組んでいる。

上記実践研究においては、中学校から引き続き通級による指導を必要とする生徒や、これまで適切な支援を受けることなく、困難を抱え続けていたり、自己肯定感が著しく低下していたりする生徒に対して、適切な指導及び必要な支援を行うことの必要性が指摘されている。

改善・充実の方向性

【通級による指導】

高等学校等における通級による指導の制度化に当たり、その教育課程については、高等学校教育の特徴を踏まえ、次のような基本的な考え方で進めることが適当である。

- ・高等学校等において、障害に応じた特別の指導（自立活動に相当する指導）を行う必要がある生徒を教育する場合には、特別の教育課程によることができるものとし、この場合には、当該生徒の障害に応じた特別の指導を、高等学校等の教育課程に加え、又はその一部に替えることができることとする。ただし、高等学校等の生徒に最低限必要な知識・技能と教養の幅の確保のために必履修教科・科目等が設けられた趣旨に鑑み、通級による指導を行う場合において、必履修教科・科目等の単位数を高等学校学習指導要領

の規定を下回るまで減らすことを認めることは適当ではないことから、これらについては替えることができないこととする。

- ・生徒が高等学校等の定める個別の指導計画に従って履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められる場合には、当該高等学校等の単位を習得したことを認定しなければならないものとする。
- ・生徒が障害に応じた特別の指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該特別の指導について履修した単位を修得したことを認定することを原則とするが、年度途中から開始される場合など、特定の年度における授業時数が1単位として計算する標準の単位時間（35単位時間）に満たなくとも、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能とする。
- ・高等学校等においては、通級による指導により修得した単位数を卒業のための必要単位数に含めることも可能とすることとし、小・中学校等における指導時間の標準を年間35単位時間（学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を除く。）から280単位時間までとしていることも踏まえ、高等学校において卒業のための必要単位数に含める上限は年間7単位とする。

高等学校における通級による指導については、平成30年度から円滑に実施できるよう、文部科学省においては、すみやかに所要の省令や告示を整備するとともに、校長を中心とする校内体制の在り方や、各教科等の指導に関する教員との連携方策、通級による指導の目標・内容設定や指導方法等、中学校等や大学、福祉等の教育分野以外の関係機関との連携体制等の実践例を、高等学校等やその設置者に周知することが必要である。

【通常の学級】

発達障害を含めた障害のある生徒が在籍している可能性があることを前提に、個々の生徒の障害の状態等の実態把握を行い、障害の状態等に応じて指導内容・指導方法を工夫することが必要であり、全ての教科等の授業において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫の意図や手立ての具体例を示す。

（5）交流及び共同学習

現状と課題

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会を実現するためには、全ての人々が互いに理解し合うことが不可欠である。このため、学校教育においても、障害のある幼児児童生徒が他の幼児児童生徒、あるいは地域社会の人たちとふれ合い、共に活動する機会を設けることが重要である。

幼稚園教育要領、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の各学習指導要領等では、各地域・学校の実態等に応じ、小・中学校等と特別支援学校との交流及び共同学習を行うことを定めており、これらの幼児児童生徒が学校行事等で交流したり、教科等の

授業を一緒に行ったりする取組が行われている。

交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに、他の幼児児童生徒や地域の人たちが障害に対する理解を深める機会となっており、全ての者が共に助け合い、支え合って生きていくための基盤づくりとなる重要な学習として捉えられるようになってきている。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を契機に、近年では小・中学校等の児童生徒と特別支援学校の児童生徒が、障害者スポーツを一緒に行う等の取組も行われるようになってきている。

一方、交流及び共同学習が単発的な行事にとどまり、本来の教育の目的を達成するための手段となっていないこと、活動を通してどのような力が身についているかの評価が十分になされておらず、指導の改善につながっていないこと等の課題も指摘されている。

改善・充実の方向性

グローバル化等の社会の急激な変化の中で、一人一人が、多様性を尊重し、協働して生活していくことができるよう、学校の教育活動全体で、交流及び共同学習の一層の推進を図ることの重要性を示す必要がある。

例えば、保健体育における共生の視点にたったかかわり方、生活科における身近な人々と自分とのかかわり、音楽、図画工作や美術における感じ方や表現の相違や共通性の視点に立った、お互いのよさの気付きを通じた自己理解や他者理解、道徳科における正義、公正、差別や偏見のない社会の実現、特別活動におけるよりよい集団生活や社会の形成など、各教科等の見方・考え方と関連付けた交流及び共同学習の事例を示すことが有効である。

さらに、学校の教育課程上の学習活動にとどまらず、障害のある幼児児童生徒が地域社会の中での交流及び共同学習に参加し、地域の中で共に生活し、かかわり合っていることを実感できる機会を設けることも大切である。

その際、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする「心のバリアフリー」の推進の動向も踏まえ、全ての人が、障害等の有無にかかわらず、多様性を尊重する態度を育成できるようにする必要がある。

交流及び共同学習の実施に当たっては、それぞれの子供が、授業の内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を得ながら、共に十分に学ぶことができるように、交流及び共同学習における合理的配慮の提供、教育課程への位置付け、特に中学校や高等学校段階における交流及び共同学習の在り方等について整理する必要がある。

(6) 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用

現状と課題

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒一人一人については、特別支援学校学習指導要領等において、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することとしているが、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等においても、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒を中心にこれらの作成が進んできている。

個別の教育支援計画は、子供の育ちにかかわる多様な専門家が参画し、多面的に実態把握を行い、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを明らかにした上で、適切な支援の目標や内容を設定し、計画が作成された後も保護者や専門家と連携を取りながら、計画の内容をPDCAサイクルで見直していくべきものである。

個別の教育支援計画と個別の指導計画は、目的や活用方法には違いがあるが、相互の関連性をどのように図りながら作成・活用すべきかを整理することが必要である。また、子供たち一人一人への適切な指導や必要な支援を実施していくために、就学前教育から小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等へと、それぞれの計画を円滑かつ確実に引き継いでいくことが必要である。併せて、医療機関や福祉施設等が作成する支援計画等とも連携を図っていくことが重要である。

改善・充実の方向性

[別添4]

現在、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒について作成することとされている個別の教育支援計画や個別の指導計画は、障害のある幼児児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導や支援を組織的・継続的に行うために重要な役割を担っており、その意義や位置付けをより明確にする必要がある。

通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、全員について個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することとすることが適当である。その際、必要に応じて、保護者や関係機関、教職員の共通理解の下、それらの計画を就学先や進学先まで活用できることが望ましい。

また、通常の学級に在籍し、通級による指導を受けていない幼児児童生徒についても、障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うために、必要に応じて、保護者や関係機関、教職員の共通理解の下、それらの計画を作成・活用することが望ましい。

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用の留意点（例えば、実態把握への専門家の参画やPDCAサイクルによる評価・改善等）を、それぞれの計画の関係性を踏まえながら示すことが必要である。その際、障害者差別解消法に基づく合理的配慮やその他の指導上の配慮との関係性についても記述することが必要である。

個別の教育支援計画の作成、実施に当たっては、家庭や地域、医療や福祉等の関係機関等との連携が不可欠であり、医療機関や福祉施設等が作成する支援計画等との関係についても記述することが必要である。

幼稚園等では、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、組織的かつ継続的に取り組んでいくための留意点として、個別の教育支援計画等との関連を踏まえた長期の指導計画や短期の指導計画の作成、活用、評価、改善の手順などについて分かりやすく示すことが必要である。

さらに、平成30年度からの高等学校における通級による指導の制度化に向けて、中学校等から情報を確実に引継ぐ体制の構築が極めて重要であり、中学校・高等学校段階でも、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を推進し、さらに都道府県と市区町村の教育委員会、私立学校等が協力し合い、個人情報取り扱いに留意しながら引継ぎが行

われるよう、引継ぎの在り方を検討していく必要がある。

(7) 特別支援教育の支援体制

現状と課題

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に係る校内委員会を設置している。

また、各学校では、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う特別支援教育コーディネーターが指名されており、学校の規模にもよるが、複数名を指名している学校もある。

しかしながら、小・中学校においては、特別支援教育コーディネーターを専任で配置している学校は少なく、教員の中でも、特別支援学級や通級による指導の担当教員、教頭や養護教諭が担当しているという学校もある。

インクルーシブ教育システムの構築に向け、全ての学校における特別支援教育の充実が不可欠であり、組織的な対応を行っていくためにも、校内委員会や特別支援教育コーディネーターの役割を強化していくことが求められる。

改善・充実の方向性

特別支援教育は、全ての教職員が適切に対応することで効果が上がるものである。このため、校長が学校の責任者としてリーダーシップを発揮しつつ、学校全体で特別支援教育に取り組む体制を整備し、組織として十分に機能するよう統括することが必要である。

また、学校全体で特別支援教育の支援体制を構築することの重要性を全ての教職員が理解することが必要であり、特別支援教育コーディネーターの業務や、管理職や特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の在り方等（特別支援教育に係る校内委員会や園内委員会の役割、特別支援学級の学級担任や通級による指導の担当教員、教務主任や生徒指導主事等の連携等）について具体的に示す必要がある。

3. 特別支援学校

(1) 基本方針

現状と課題

特別支援学校の目的や幼稚部、小学部、中学部、高等部のねらいや目標は、学校教育法及び学習指導要領に定められており、各学校においては、その達成を目指して教育を行っている。

具体的には、幼児児童生徒の障害の状態や特性等を十分考慮して、幼稚園教育、小学校教育、中学校教育、高等学校教育のねらいや目標の達成に努めるとともに、幼児児童生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこととしている。幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、各教科等のほかに、調和的発達の基盤を培う自立活動の領域を設定し、

教育課程を編成している。

近年、特別支援学校全体に在籍する幼児児童生徒数は増加傾向にあり、特に、中学校に在籍した生徒が特別支援学校高等部に入学するケースが増加している。

また、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになっている。

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態を分析・検討した上で、それぞれの学校における教育課題を正しくとらえ、重視する点や留意する点を明らかにして学校の教育目標を設定する必要がある。

その上で、教育要領に示された各領域のねらい、学習指導要領に示された各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の目標、指導内容の選択や配列等を通して、各学校の教育目標を達成できるよう、教育課程を編成することが必要である。

教育課程の実施に当たっては、全ての幼児児童生徒に個別の教育支援計画を作成し、家庭や地域、医療や福祉等の関係機関等と連携した組織的、継続的な支援を行うとともに、各教科等にわたる個別の指導計画を作成し、それに基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努める必要がある。

改善・充実の方向性

一人一人の障害の状態や発達の段階等に応じて、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な教育的ニーズに対応できる学びの場を一層整備・充実していくことが必要であり、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導について高い専門性を有する特別支援学校が、その機能や役割を一層果たしていくことが求められる。

併せて、インクルーシブ教育システムの推進により、障害のある幼児児童生徒の学びの場の選択が柔軟に行われるようになっていることから、特別支援学校と小学校等における児童生徒の学びの連続性の確保が求められている。

今回の学習指導要領の改訂が目指す、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化に視点を向け、柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」の考え方、育成すべき資質・能力についての基本的な考え方、課題の発見や解決に向けた主体的・協働的な学びである「アクティブ・ラーニング」の視点を踏まえた指導方法の充実、カリキュラム・マネジメントなど、初等中等教育全体の改善・充実の方向性は、特別支援学校においても重視することが必要である。

(2) 視覚障害者等である児童生徒に対する教育課程

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者（以下「視覚障害者等」という。）に対する教育を行う特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部における教育課程は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校学習指導要領に示す各教科等で編成し、各教科等の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いや総授業時数等

については、小学校学習指導要領等に準ずるものとされている。新しい学習指導要領が実施される際は、小学校等の各教科等の改訂内容を十分に理解し、その着実な実施が求められる。

今回の改訂では、小学校の中学年に外国語活動、高学年に外国語科が導入されることに伴い、小学部においては、授業時間数の確保など、教育課程編成の工夫が必要となることから、基本的な考え方を示すことが必要である。

特別支援学校に在籍する児童生徒に対する学習評価は、小学校等の各教科等の学習評価の考え方と同様であり、今後の改善を踏まえて実施されることが必要である。その際、児童生徒の障害の状態等を十分理解し、一人一人の学習状況を一層丁寧に把握する工夫が必要である。

(3) 知的障害者である児童生徒に対する教育課程

現状と課題

知的障害のある児童生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことや成功経験が少ないこと等により、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことがあり、知識や技能が定着し、実際の生活の場で生かされるようになるまでには、時間をかけた計画的な指導が特に重要である。

このため、知的障害のある児童生徒を教育する場合の各教科等は、学校教育法施行規則において、小・中・高等学校とは別に規定され、また、特別支援学校学習指導要領においても、知的障害の特徴及び学習上の特性等を踏まえ、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度等を身に付けることを重視し、各教科等の目標と内容等が他の障害種とは別に規定されている。

また、特別支援学校高等部には、小学部から特別支援学校で学んできた生徒に加えて、小・中学校の特別支援学級等で学び、中学校卒業後、特別支援学校高等部に入学した生徒もあり、障害の程度や学習状況等の実態に幅があることから、特別支援学校学習指導要領は、一人一人の児童生徒の障害の状態等や教育的ニーズに応じた教育課程を各学校が編成できるよう、知的障害のある児童生徒のための各教科について、各段階に共通した目標及び段階別の内容を示している。

こうした取扱いにより、一人一人の知的障害の状態や経験等に応じて、生活に結びついた具体的な指導内容を設定し、実際的な学習活動を継続的に行うことが可能となり、身に付いた知識や技能等が卒業後の自立と社会参加に生かされている。特別支援学校(知的障害)高等部卒業者のうち、30%を越える生徒が就職を果たしている。

学校教育法施行規則第130条第2項により、特に必要があるときは、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができることが規定されている。

一方で、各教科の目標・内容が大綱的に示されているため、各教科を合わせた指導を行う場合、各教科の目標・内容を関連付けた指導及び学習評価の在り方が曖昧になりやすく、学習指導の改善に十分に生かしくいという指摘がある。

各教科等を合わせた指導を行う場合に、各教科等の目標に照らした観点別の学習評価

規準を設定して評価する先行的な取組も行われている一方で、必ずしも各教科等の目標が十分に意識されずに指導や評価が行われている場合があることも指摘されている。

改善・充実の方向性

[別添 5]

(育成すべき資質・能力、教科の目標)

知的障害のある幼児児童生徒が、将来、自立し社会に参画していくために、現在持っている力を生かしつつ、今回の学習指導要領の改訂の考え方の中で示されている、育成すべき資質・能力の三つの柱⁵を踏まえながら、自ら考え、判断し、意思を表明したり、表明しようとする意欲を育成することが重要であり、小学部、中学部、高等部の各段階を通して育成していく必要がある。

今回の小学校等の学習指導要領の改訂において、各学校段階の全ての教科等において、育成すべき資質・能力の三つの柱に基づき、各教科等の目標や内容が整理される方向であることを踏まえ、知的障害者である児童生徒のための各教科において育成すべき資質・能力の三つの柱は小学校等の各教科と同じであることを明確に示すとともに、知的障害者である児童生徒のための各教科の目標や内容について小学校等の各教科の目標や内容との連続性・関連性を整理することが必要である。

知的障害のある児童生徒のための各教科の目標は、幼稚部、小学部、中学部、高等部の各部ごとに、各段階共通に示されているが、各段階において育成すべき資質・能力を明確にすることで、計画的な指導が行われるよう、段階ごとの目標を示すことが必要である。その際、小学部の各教科の第一段階の目標については、第二段階との系統性や、幼稚園教育要領に示すねらいとの関連を踏まえ、乳幼児期の発達の系統性に関する研究等も参考にして、設定することが必要である。

(各部の段階、教科の構成、内容)

小学部、中学部及び高等部の各部の内容のつながりを整理することが必要である。特に、現行では一段階のみで示されている中学部については、各部間での円滑な接続を図るため、小学部と中学部、中学部と高等部間で系統性のある指導内容を設定し、新たに第二段階を設けることが適当である。

また、小学校等における外国語教育の充実を踏まえ、小学部において、児童の実態等を考慮の上、外国語に親しんだり、外国の言語や文化について体験的に理解や関心を深めたりするため、教育課程に外国語活動を加えることができるようにすることが適当である。その場合には、外国語活動の指導が年間授業時数に含まれることとなるため、他の教科等の授業時数を踏まえながら、適切に時間数を設定することが必要である。

各教科については、小学校等の各教科の内容の改善を参考に、社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実を図ることが必要である。

例えば、高等部社会科においては、高等学校公民科において、現代社会の諸課題の解決に向けて、他者と協働して、公共的な空間をつくる主体としての選択・判断の基準を

⁵ 何を知っているか、何ができるか(個別の知識・技能) 知っていること・できることをどう使うか(思考力・判断力・表現力等) どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びに向かう力、人間性等)

身に付け、考察することが重視されるという内容の改善が行われることを参考に、内容の充実を図る。

(指導計画の作成と内容の取扱い)

知的障害のある児童生徒は、障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、既に各教科において該当する段階の目標を達成しているなど、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、各部に相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標・内容等を参考に指導できるようにすることが適当である。

例えば、中学部の生徒が、中学部の各教科の段階の目標を達成している場合、中学校学習指導要領等の各教科の目標と内容を参考にして指導できるようにする。

知的障害のある児童生徒にとって、各教科の指導は、将来の生活に必要な豊かな見方や考え方を育む機会であり、児童生徒の日常生活に直接つながる学習活動のみにとどまらず、児童生徒の将来の自立や社会参加に向けて必要な資質・能力を育成する視点から指導計画を立てることが重要である。

その上で、実社会や実生活に関連した課題に注目して、基礎的・基本的な知識・技能等の確実な定着や活用を図る学習活動の充実を一層重視することにより、学びが人生や社会に生かされるよう、主体的に学ぶ意思や意欲を喚起することが必要である。

知的障害のある児童生徒のための各教科等を合わせた指導を行う場合においても、各教科等において定められている目標を達成する必要があるため、各教科等の学習を通して育成する資質・能力を明確にして指導を行うことが必要である。このため、各教員が、教科別や領域別に指導を行う場合の基本的な考え方を十分に理解した上で、各教科等を合わせた指導が行われるよう、学習指導要領等における示し方を工夫することが重要である。

(学習の評価)

児童生徒一人一人の学習状況を多角的に評価するため、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を導入し、学習評価をもとに授業評価や指導評価を行い、教育課程編成の改善充実に生かすことのできるPDCAサイクルを確立することが必要である。

なお、各教科等を合わせた指導を行う場合においても、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を行うことが有効であり、学習評価の基本的な考え方や多様な評価方法を活用することなどを学習指導要領等で示していく必要がある。

(4) 自立活動

現状と課題

幼児児童生徒に障害がある場合であっても、人間として調和のとれた育成を目指すことが重要である。しかし、幼児児童生徒に障害がある場合、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難が生じることがあることから、調和的発達の基盤を培うための指導が必要である。

このため、特別支援学校学習指導要領等では、小・中学校等と同様の各教科等のほか

に特別に設けられた指導領域として、個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目標とする、自立活動が設けられている。

自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとされ、特に自立活動の時間における指導は、各教科等と密接な関連を保ち、個々の幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならないとされている。

現行の特別支援学校学習指導要領等には、自立活動の内容として、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素（人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素、障害による学習上又は生活上の困難を整理するために必要な要素）を6区分26項目に分類して示している。

これらの大綱的に示された内容のみからは具体的な指導内容がイメージしにくいことから、現行の学習指導要領等においては指導計画作成の手順等を示しているが、実態把握、指導目標の設定、指導項目の選定、具体的な指導内容の設定という各プロセスのつながりについての解説が少なく、教員の理解に十分結びついていないという指摘がある。また、幼児児童生徒の実態把握から導かれた指導目標と到達状況が乖離しているといった事例も指摘されている。

近年、生徒数が増加している高等部にあっては、自己を理解したり、得意不得意を伝えたりする力、進路先で人間関係を築く力など、社会に出てから必要となる力が十分に育っていないという指摘がある。

さらに、小・中学校において通級による指導を受けている児童生徒数の増加や高等学校における通級による指導の制度化等により、今後「自立活動」の指導を行う場は広がっていくことが想定される。

改善・充実の方向性

[別添6]

幼児児童生徒の自立と社会参加を一層推進していくため、今回の改訂で目指す「社会に開かれた教育課程」の考え方を重視しながら、自己の理解を深め、自己肯定感を高めるとともに、得意不得意等に係る意思を表明する力を育み、主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなど、発達の段階を踏まえた自立活動の内容を改善・充実することが必要である。その際、教員が指導内容を具体的にイメージしやすくなるよう、わかりやすい表現を工夫することが重要である。

すでに記載のある指導計画の作成の手順等に加えて、実態把握から指導目標・内容の設定までの各プロセスをつなぐポイントを分かりやすく記述することが必要である。その際、指導目標・内容を設定する際の各教科等と自立活動における手順の違いを再確認するとともに、両者の関連を分かりやすく示す必要がある。

自立活動における多様な評価方法について分かりやすく記述することが必要である。その際、幼児児童生徒自らが、自立活動を通して、学習上又は生活上の困難をどのように改善・克服できたかを自己評価する方法を工夫することなども重要である。

(5) 重複障害者等に対する教育課程の取扱い等

現状と課題

特別支援学校小学部・中学部では、障害種にかかわらず、小・中学校等に準ずる教育を施すという教育の目的を踏まえ、障害の状態や発達の段階等も考慮しながら、指導内容の選択、授業時数の配当を検討し、教育課程を編成する必要がある。

その際、重複障害者等である児童生徒については、その障害の状態に応じて教育課程を柔軟に編成することができるよう、特別支援学校小学部・中学部・高等部の学習指導要領において「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」が設けられている。

具体的には、児童生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、

各教科及び外国語活動の目標・内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること

各教科等の各学年の目標・内容の全部又は一部を、当該学年の前各学年の目標・内容の全部又は一部によって替えることができること（小学部・中学部のみ）

中学部及び高等部の各教科の目標・内容に関する事項の全部又は一部を、中学部にあっては小学部、高等部にあっては小学部及び中学部の目標・内容に関する事項の全部又は一部に替えることができること

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、

各教科又は各教科の目標・内容に関する事項の一部を、当該各教科に相当する特別支援学校（知的障害）の各教科又は各教科の目標・内容の一部によって替えることができること

重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、

各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標・内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて自立活動を主として指導を行うこと

ができること等の取扱いが規定されている。

他方、各学校が教育課程を編成するに当たり、どの取扱いをどのように適用すべきかの手続や判断に悩む場合も見受けられる。

また、各教科の目標・内容を、前各学年又は前各部の各教科の目標・内容に替えたり、各教科の目標・内容に替えて自立活動の指導を行ったりする際に、各学年・部間で各教科の内容の連続性を確保することも課題の一つである。

さらに、特別支援学校から小・中学校等へ転学する場合や、中学校卒業者が特別支援学校高等部へ入学する場合など、異なる教育課程の中で学ぶ場合の各教科の内容の連続性を確保することについても工夫が必要となっている。

改善・充実の方向性

[別添 7]

学習指導要領及び解説において、重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する際の基本的な考え方を、次の観点から更に分かりやすく示すことが必要である。

- ・ 各教科等の目標・内容を、取り扱わなかったり、前各学年の目標・内容に替えたりした場合について、取り扱わなかった内容を学年進行後にどう履修するかなど、教科等の内容の連続性の視点を大切にした指導計画を作成するための基本的な考え方を更に整理して示す。その際、現行の学習指導要領で障害種別に示している「指導内容を適切に精選」すること等の規定も十分考慮する。
- ・ 他の障害と知的障害を併せ有する者に対して、小・中学校等の各教科の目標・内容を知的障害のある児童生徒のための目標・内容に替える場合について、教科の内容の連続性の視点から、基本的な考え方を整理して示す。
- ・ 重複障害者に対して、各教科等の目標・内容に替えて自立活動を主とした指導を行う場合について、心身の調和的発達を促す視点から、基本的な考え方を整理して示す。

(6) 指導方法の改善・充実

小学校等におけるアクティブ・ラーニングの視点からの学習過程の質的改善の方向性は、特別支援学校においても同様であり、新しい社会の在り方を自ら創造することができる資質・能力を育むために、教員が習得・活用・探究といった学習過程全体を通して、幼児児童生徒の変容等を踏まえて指導方法を見直し、改善していくことが必要である。その際に、幼児児童生徒が主体的・対話的で深い学びができてきているのかといった視点からの指導方法の不断の見直しが大切である。

アクティブ・ラーニングの視点からの指導方法の見直しについては、幼児児童生徒が思考し、判断し、表現していく学習過程が重要となるが、障害のために思考し、判断し、表現することへの困難さのある幼児児童生徒についても、障害の状態等に留意して、主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、これらの困難さに対応しながら、学習過程の質的改善を行うことが求められる。

視覚障害者等である幼児児童生徒に対する、各教科等の指導計画の作成と内容の取扱いについては、求められる資質・能力を育成する視点を一層重視しつつ、医療の進展や支援機器等の開発が進むであろうことも考慮し、幼児児童生徒の障害の状態や特性等を踏まえた指導上の留意事項を示すことが必要である。

重複障害者等に対する指導については、前述の(5)の教育課程の取扱いのほか、例えば、自閉症と他の障害が重複する幼児児童生徒や、視覚と聴覚の障害が重複する幼児児童生徒に対する指導方法について、基本的な考え方や留意点等を具体的に示すことが必要である。例えば、知的障害と自閉症が重複する場合には、人へのかかわり方が独特であったり、関心が極端に乏しいことがあるなどの障害による困難さのほか、知的発達の程度や行動面で生じる課題等を分析・整理し、指導方法の工夫が求められる。

障害の状態等に応じた効果的な学習指導やコミュニケーションの手段として、コンピュータ等のICT等を一層活用することが有効である。例えば、視覚障害者である幼児児童生徒が、教科書や教材等を効率的に読むことができるようにするために、専用の閲覧用アプリケーションを活用し、表示の拡大、明るさの調整、白黒反転等を行うことにより、見えにくさへの困難が改善され、学習に集中して取り組むことができるようになることもある。ICT等の活用は、単なるコミュニケーションの手段ではなく、認知発

達を高めることになる、重要な視点である。また、病院内や家庭等の限られた場所で学ぶ幼児児童生徒にとっては、地域社会と接点を持つ手段にもなり得る。したがって、目的に応じ、幼児児童生徒がICT等を有効に活用する機会を増やし、指導の効果を高めることが必要である。

(7) カリキュラム・マネジメントの考え方

[別添8]

カリキュラム・マネジメントについては、幼児児童生徒が卒業後に社会で生活する姿を描き、それぞれの学校において、各部段階でどのような幼児児童生徒を育てようとするのか、そのためにはどのような教育を行うことが適当か等の基本的な考え方を明確にした上で実施することが必要である。

また、全ての教職員が教育課程編成を核としたカリキュラム・マネジメントの基本的な考え方を理解するために、教育課程の総体的構造を示して解説することや、「社会に開かれた教育課程」の観点から、学校のみでなく、保護者や地域社会、関係機関を巻き込んだカリキュラム・マネジメントの手順を示していくことが求められる。

具体的には、学校教育目標、教育課程及び指導計画、個別の教育支援計画と個別の指導計画の位置付けや接続の在り方、授業のPDCAサイクルのプロセス、これらを実行するための学校マネジメントの在り方など、教育課程編成に必要な考え方を解説することが必要である。

(8) キャリア教育の充実

[別添9]

幼稚部、小学部の段階から、学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すキャリア教育について、次の視点を示すことが必要である。

- ・ 幼児児童生徒一人一人のキャリア発達を支援するというキャリア教育の考え方
- ・ 幼稚部、小学部、中学部、高等部の各部ごとの展開例や留意点

特別支援学校高等部の卒業生の一般企業等への就労が年々増加している状況を踏まえ、障害のある生徒が自立し社会参加を図るために、幼稚部段階から高等部卒業までを見据えた一貫性のある指導の下、幼児児童生徒一人一人のキャリア発達を確実に促すことのできる教育を一層充実させていくことが必要である。

障害の程度が重度の幼児児童生徒のキャリア教育の考え方について、キャリア発達の視点から示すことが必要である。

例えば、障害の程度が重度で知的障害と重複している幼児児童生徒の場合、話し言葉にこだわることなく、本人に可能な手段でコミュニケーションを図り、本人の思いや願い、将来に向けての希望等に耳を傾けながら、長期的な視点に立って指導に当たることにより、内面の成長を見定めることのできる指導がキャリア発達を促していくことになる。そのため、学習内容について「できたか」、「できないか」という見方だけでなく、学習の目標等の達成に向けて「取り組むもうとする意欲がある」あるいは「取り組もうと努力している」こと等を詳細に把握し、指導していくことが重要である。

また、幼児児童生徒が現在持っている力を最大限に生かしながら、活動の幅を広げて

いくこともキャリア発達の視点から重要である。

特別支援学校に在籍する全ての幼児児童生徒のキャリア発達を促す教育活動を展開していくためには、学校の教育目標の達成に向けて、学習指導要領等に基づき、教育課程を編成することや、指導内容を検討し、教育活動に必要な地域の様々な資源を活用する等のカリキュラム・マネジメントが重要である。

企業や労働関係機関等と連携した就業体験の実施、就労先・実習先の開拓、小学部・中学部からのキャリア発達を支援する指導計画の作成への協力等を行う就労支援コーディネーター⁶の配置や養成が必要である。また、各学校において、就労支援コーディネーター等の専門スタッフと連携したキャリア発達を促す教育活動を行うことにより、指導の効果を高められるようにすることが重要である。

(9) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等の養成カリキュラム等の改善

高等部における専門教科、専攻科における教育については、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等のカリキュラム等の改善に関する検討がなされている動向を踏まえ、教育内容等の改善・充実を図る必要がある。

(10) 特別支援学校のセンター機能の充実

特別支援学校については、学校教育法第74条により、域内の他の学校の要請に応じて、特別支援教育に関し必要な助言又は援助を行う「センター的機能」を果たすこととされており、蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、こうした機能の一層の充実を図ることが必要である。

例えば、小学校や中学校に在籍する聴覚に障害のある児童生徒について、域内の特別支援学校（聴覚障害）が、その専門性を生かして、保有する感覚を活用することへの支援や言語の受容や表出に関する支援等を行うことなどが考えられる。

4. 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等と特別支援学校との連続性

(1) 現状と課題

学校教育法施行令の改正により、平成25年より、障害の状態のみならず、本人の教育的ニーズや本人・保護者の意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、市区町村教育委員会が就学先を決定する仕組みに改められた。

また、就学後も、幼児児童生徒の発達の程度、適応の状況、学級の環境、教育的ニーズ等を総合的に勘案し、小・中学校等から特別支援学校への転学や、特別支援学校から小・中学校等への転学が可能となっている。

⁶ 文部科学省において、平成26年度から就職支援コーディネーターの配置等を推進する委託事業を実施しており、全国38地域等が指定されている（平成28年度）。特別支援学校高等部及び高等学校において、ハローワーク等と連携して、障害のある生徒の就労先・就業体験先の開拓、就業体験時の巡回指導、卒業後のフォロー等を行っており、一人一人の障害に応じた就労支援を充実する役割を担っている。当該委託事業の実施要項上の名称は「就職支援コーディネーター」であるが、本文では、企業等への就職及び福祉サービスの制度を利用した就労を支援する人材という観点から「就労支援コーディネーター」という文言を用いた。

特別支援学校や小・中学校等の特別支援学級では、重複障害者等である児童生徒に対し、特に必要がある場合、各教科等における前各学年の目標・内容を適用することや、知的障害のある児童生徒に対して、小・中学校の各教科の内容を知的障害のある児童生徒のための各教科に替えて指導することなどが可能である。

上記を踏まえて、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等と特別支援学校の間で、幼児児童生徒の学びの連続性を確保することが求められている。

(2) 改善・充実の方向性

[別添 10]

幼児児童生徒の学びの連続性を確保する観点から、知的障害のある児童生徒のための各教科の目標・内容の考え方や、重複障害者等の教育課程の取扱いを適用する際の留意点等について、小・中学校等の各教科の目標・内容との連続性に留意して整理し、分かりやすく示すことが必要である。

その上で、小・中学校等から特別支援学校への転学や、特別支援学校から小・中学校等への転学が行われた場合に、各学校において、前籍校から引き継いだ個別の教育支援計画や個別の指導計画をもとに、幼児児童生徒の障害の状態等や学習の履歴等を踏まえた、継続的な指導や教育支援が行われるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の引継ぎ、活用についての考え方や留意点を示すことが必要である。

今後の進め方については、今回の学習指導要領改訂における小学部、中学部を中心とした知的障害のある児童生徒のための各教科の目標・内容の整理を踏まえ、長期的には、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等との間で、教育課程が円滑に接続し、子供たち一人一人の学びの連続性が実現されるよう、国として、学校種別にかかわらず、各教科の目標・内容を一本化する可能性についても検討する必要がある。

5. 特別支援教育の改善・充実を支える方策について

(1) 教員の専門性向上

中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」（平成 27 年 12 月）を踏まえ、以下に示すように、教員の養成、採用、研修の各段階において特別支援教育に関する内容を充実することが必要である。

大学の教職課程における教員養成

- ・発達障害を含めた特別な支援を必要とする幼児児童生徒に関する理論及びその指導法について、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教員免許状取得のための教職課程において独立した科目として位置付ける。
- ・上記科目のみならず、各教科等の指導法や生徒指導、教育相談をはじめとした他の教職課程の科目においても、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の学習上又は生活上の困難を理解し、その改善・克服のための手立てを考える視点等を盛り込むことが望まれる。

管理職、現職教員（初任者を含む。）に対する研修機会の充実

(校長等管理職)

- ・ 校長等管理職が特別支援教育の推進に関する認識を持ち、リーダーシップを発揮して、特別支援教育にも十分に配慮したカリキュラム・マネジメントを実践するための研修の充実が期待される。

(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等教員)

- ・ 全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けるための研修が必要である。
- ・ 小・中学校等の特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の所持率について、現状の2倍程度を目標として、取得を促進することが期待される。

(特別支援学校教員)

- ・ 障害の多様化や重度・重複化への対応、特別支援学校のセンター的機能を発揮するための地域における小・中学校等との効果的な連携手法等に関する知識を身に付けるための、専門的な研修の充実が期待される。
- ・ 教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が特別支援学校教諭免許状を所持することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。

また、都道府県教育委員会等による研修や校内研修等を一層充実していくために、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、教育課程の連続性、カリキュラム・マネジメント、指導方法等に関する調査研究を行い、その成果を普及するとともに、地域において指導的立場に立つ指導主事や教員を対象とした専門研修等を実施する。

(2) 学校の指導体制

特別支援教育コーディネーターについては、障害の多様化や重度・重複化への対応、地域における他の学校、関係機関との効果的な連携が求められてきており、特別支援教育コーディネーターの役割を分かりやすく整理し示すとともに、その専門性を高めるための研修等の充実等を図ることが求められる。

特別支援教育コーディネーター、通級による指導の担当教員など、各学校において特別支援教育に対応するための教員定数等の改善が求められる。

特に、特別支援教育コーディネーターは、各学校において、校内委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担うなど、特別支援教育推進に向けた多岐にわたる校務の中核を担っている。

また、特別支援学校における特別支援教育コーディネーターは、校内における取組だけでなく、例えば、小・中学校等に在籍する児童生徒に対する巡回による指導を行ったり、特別支援学校の教員の専門性を活用しながら教育相談を行ったりするなど、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中で、コーディネーターとしての機能を発揮していくことが求められる。

このような特別支援教育コーディネーターの役割の重要性を踏まえ、各学校に計画的に育成・配置されていくことが必要である。

(3) 家庭や地域、関係機関等との一層の連携、国際化への対応

教育課程の編成に当たっては「社会に開かれた教育課程」の観点から、各教科等や自立活動の指導等の場面でも、家庭や地域、専門家や支援団体等の関係機関等との連携・協力が求められる。

障害のある幼児児童生徒への指導や支援に当たり、医療や福祉等の関係機関との連携は不可欠であり、これらを担当する行政機関等との連携・協力が一層求められる。

国際化の進展に伴い、特別支援学校においても、海外から帰国した幼児児童生徒、外国人幼児児童生徒など日本語指導が必要な幼児児童生徒が増加傾向にあり、地域や学校の実態等に応じ、これらの幼児児童生徒への指導体制を構築することが求められる。

(4) 高等学校入学者選抜や大学入学者選抜、企業等の雇用における取組の充実

障害者差別解消法の趣旨を十分に踏まえ、高等学校入学者選抜や大学入学者選抜において、障害を理由とする不当な差別的取扱いが行われないようにすることはもとより、試験の際、本人・保護者からの申し出（意思の表明）があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、本人の障害の状態等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字、拡大文字や音声読み上げ機能の使用を許可することなど、障害のある生徒への適切な対応が求められる。

また、全ての学校で、障害のある生徒が受験する可能性があることを前提として、高等学校入学者選抜や大学入学者選抜における調査書の様式等の改善も求められる。

障害のある生徒の卒業後の継続的な就労等に向けて、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえた障害者雇用の改善が図られることが求められる。特別支援学校においても、企業等に対し、特別支援学校の教育活動全体を通して身に付けられる資質・能力等を積極的に発信したり、卒業生の様子について意見交換をしたりするなど、企業等と特別支援学校等との間で、それぞれの取り組みについて相互に理解を図っていくことが望まれる。

(5) 教科用図書、教材、支援機器等の充実

今回の学習指導要領の改訂に対応し、これまでと同様、文部科学省において視覚障害、聴覚障害及び知的障害のある児童生徒のための文部科学省著作教科書を作成するとともに、教科書会社には拡大教科書の作成が期待される。また、今日、民間団体等による教材も大きな役割を果たしており、これらの教材の充実も期待される。

障害のある幼児児童生徒の特性等に応じた支援機器等教材の充実が求められており、文部科学省の「学習上の支援機器等教材活用促進事業」等で開発した教材の積極的な活用の促進が望まれる。国立特別支援教育総合研究所が運営する「特別支援教育教材ポータルサイト」を通じ、支援機器等教材に関する情報やこれらを活用した実践事例等を提供することも有効である。

(6) 全国的な教育課程編成・実施状況の把握

新しい学習指導要領の着実な実施を図るため、文部科学省、国立特別支援教育総合研究所、都道府県等教育センター、特別支援教育に関する研究団体が連携し、特別支援教育に係る教育課程の編成・実施についての実態把握、教育課程の改善・充実のための研究開発等に取り組み、各学校での教育課程編成や学習指導の改善・充実に支援していくことが重要である。

さらに、将来の学習指導要領の改訂に資するよう、今回の改訂に基づく教育課程の編成・実施について、全国的な状況を経年で把握・分析していくことが重要である。

特別支援教育部会における取りまとめの概要（案）

1．特別支援教育の意義とインクルーシブ教育システムを巡る動向

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、かつての特殊教育の対象となっていた障害だけでなく、知的発達に遅れのない発達障害も含めた全ての障害を対象として、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されなくてはならない。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認め合いながら、様々な人々が生き生きと活躍できる社会を形成していく上での基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を有している。

我が国が平成 26 年に批准した「障害者の権利に関する条約」において提唱された、インクルーシブ教育システム構築の実現に向けて、一人一人の子供たちが、それぞれの障害の状態や発達の段階に応じて、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等において、自立や社会参加に向けて必要な資質・能力を身に付けていくことが求められている。

障害の捉え方については、平成 13 年 5 月に世界保健機関（WHO）において採択された「国際生活機能分類（ICF / International Classification of Functioning, Disability and Health）」を踏まえ、疾病等に基づく側面から捉える「医学モデル」だけでなく、社会的な要因による側面から捉える「社会モデル」の両者を統合して「障害」を把握する視点が重要である。

2．具体的な改善事項

(1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育

幼稚園等

幼稚園等の生活だけでなく家庭や地域での生活も含め、長期的な視点に立って乳幼児期から学校卒業までの一貫した指導や支援を行うことが重要である。個と集団の関係性を大切にしながら、学級経営の中で障害のある幼児をどのように育てていくかという視点等を大切にすることが必要である。

個々の幼児の障害の状態や発達の段階等に応じたきめ細かな指導や支援が一層充実されるよう、従前示してきた障害種別の配慮に加えて、日々の幼稚園等の活動の中で考えられる困難さとそれに対する指導上の工夫の意図や手立ての具体例を示すことが必要である。

小学校、中学校等

【特別支援学級】

[別添 1]

特別支援学級における教育課程編成の基本的な考え方や、各教科の各学年の目標・内容の一部又は全部を前各学年のものに替える際、また、知的障害のある児童生徒のための各教科に替える際等の留意点を具体的に示すことが必要である。

【通級による指導】

[別添2]

通級による指導の目標・内容は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導であって、特別支援学校の自立活動に相当するものであることをより明確に示すなど、通級による指導の意義や基本的な考え方について具体的に示すとともに、学校種ごとに児童生徒の障害の状態や発達の段階等を踏まえた記載を充実することが必要である。

【通常の学級】

[別添3]

発達障害を含めた障害のある児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、個々の児童生徒の障害の状態等の実態把握を行い、障害の状態等に応じて指導内容・指導方法を工夫することが必要であり、全ての教科等の授業において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫の意図や手立ての具体例を示すことが必要である。

高等学校等

【通級による指導】

高等学校等における通級による指導については、高等学校教育の特徴を踏まえ、次のような教育課程についての基本的な考え方をもとに、制度化を図ることが適当である。

- ・障害に応じた特別の指導（自立活動に相当する指導）を行う必要がある生徒を教育する場合には、特別の教育課程によることができるものとし、この場合には、当該生徒の障害に応じた特別の指導を、高等学校等の教育課程に加え、又はその一部に替えることができることとする。ただし、高等学校等の生徒に最低限必要な知識・技能と教養の幅の確保のために必履修教科・科目等が設けられた趣旨に鑑み、通級による指導を行う場合において、必履修教科・科目等の単位数を高等学校学習指導要領の規定を下回るまで減らすことを認めることは適当ではないことから、これらについては替えることができないこととする。
- ・生徒が高等学校等の定める個別の指導計画に従って履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められる場合には、当該高等学校等の単位を修得したことを認定しなければならないものとする。
- ・生徒が障害に応じた特別の指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該特別の指導について履修した単位を修得したことを認定することを原則とするが、年度途中から開始される場合など、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間（35単位時間）に満たなくとも、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能とする。
- ・通級による指導により修得した単位数を卒業のための必要単位数に含めることも可能とすることとし、小・中学校等における指導時間の標準を年間35単位時間（学習障害者及び

注意欠陥多動性障害者を除く)から280単位時間までとしていることも踏まえ、高等学校において卒業のための必要単位数に含める上限は年間7単位とする。

【通常の学級】

発達障害を含めた障害のある生徒が在籍している可能性があることを前提に、個々の生徒の障害の状態等の実態把握を行い、障害の状態等に応じて指導内容・指導方法を工夫することが必要であり、全ての教科等の授業において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫の意図や手立ての具体例を示すことが必要である。

交流及び共同学習

グローバル化等の社会の急激な変化の中で、一人一人が、多様性を尊重し、協働して生活していくことができるよう、学校の教育活動全体で、交流及び共同学習の一層の推進を図ることの重要性を示す必要がある。

個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成、活用

[別添4]

個別の教育支援計画や個別の指導計画の意義や役割について、より明確にする必要がある。

通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、全員について個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することが適当である。

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用の留意点(例えば、実態把握への専門家の参画やPDCAサイクルによる評価・改善等)を、それぞれの計画の関係性を踏まえながら示すことが必要である。その際、障害者差別解消法に基づく合理的配慮やその他の指導上の配慮との関係性についても記述することが必要である。

特別支援教育の支援体制

特別支援教育コーディネーターの業務や、管理職や特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の在り方等(特別支援教育に係る校内委員会や園内委員会の役割、特別支援学級の学級担任、通級による指導の担当教員、教務主任や生徒指導主事等との連携等)について具体的に示す必要がある。

(2) 特別支援学校

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導について高い専門性を有する特別支援学校が、その機能や役割を一層果たしていくことが求められる。

「社会に開かれた教育課程」の考え方、育成すべき資質・能力についての基本的な考え方、アクティブ・ラーニングの視点を踏まえた指導方法の充実、カリキュラム・マネジメント等の初等中等教育全体の改善・充実の方向性は、特別支援学校においても重視することが必要である。

視覚障害者等である児童生徒に対する教育課程

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育を行う特別支援学校においては、小学校等の各教科等の改訂内容を十分に踏まえ、その着実な実施が求められる。

知的障害者である児童生徒に対する教育課程

[別添5]

今回の小学校等の学習指導要領の改訂において、各学校段階の全ての教科等において、育成すべき資質・能力の三つの柱¹に基づき、各教科等の目標や内容が整理される方向であることを踏まえ、知的障害者である児童生徒のための各教科において育成すべき資質・能力の三つの柱は小学校等の各教科と同じであることを明確に示すとともに、知的障害者である児童生徒のための各教科の目標や内容について小学校等の各教科の目標や内容との連続性・関連性を整理することが必要である。

各部の各段階において育成すべき資質・能力を明確にすることで計画的な指導が行われるよう、各段階共通に示している目標を、段階ごとに示すことが必要である。

各部間での円滑な接続を図るため、小学部、中学部及び高等部の各部の内容のつながりを整理し、小学部と中学部、中学部と高等部間で系統性のある内容を設定することが必要であり、特に、現行では一段階のみで示されている中学部については、新たに第二段階を設けることが適当である。

小学校等における外国語教育の充実を踏まえ、小学部において、児童の実態等を考慮の上、外国語に親しんだり、外国の言語や文化について体験的に理解や関心を深めたりするため、教育課程に外国語活動を加えることができるようにすることが適当である。

各教科については、小学校等の各教科の内容の改善を参考に、社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実を図ることが必要である。

障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、既に各教科における段階の目標を達成しているなど、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、各部に相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標・内容等を参考に指導できるようにすることが適当である。

教科別や領域別に指導を行う場合の基本的な考え方を十分に理解した上で、各教科等を合わせた指導が行われるよう、学習指導要領等における示し方を工夫することが重要である。

児童生徒一人一人の学習状況を多角的に評価するため、各教科の目標に準拠した評価の観点による学習評価を導入し、学習評価をもとに授業評価や指導評価を行い、教育課程編成の改善・充実に生かすことのできるPDCAサイクルを確立することが必要である。

自立活動

[別添6]

自己の理解を深め、自己肯定感を高めるとともに、得意不得意等に係る意思を表明する力を育み、主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなど、発達の段階を踏まえて自立活動の内容

¹ 何を知っているか、何ができるか（個別の知識・技能）、知っていること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）、どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びに向かう力、人間性等）

を改善・充実することが必要である。

実態把握から指導目標・内容の設定までの各プロセスをつなぐポイントを分かりやすく記述することが必要である。その際、指導目標・内容を設定する際の各教科等と自立活動における手順の違いや両者の関連を分かりやすく示す必要がある。

自立活動における多様な評価方法について分かりやすく記述することが必要である。その際、児童生徒自らが、自立活動を通して、生活上又は学習上の困難をどのように改善・克服できたか自己評価する方法を工夫することなども重要である。

重複障害者等に対する教育課程の取扱い等 [別添 7]

学習指導要領及び解説において、重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する際の基本的な考え方を更に分かりやすく示すことが必要である。

指導方法の改善・充実

小学校等におけるアクティブ・ラーニングの視点からの学習過程の質的改善の方向性は、特別支援学校においても同様であり、新しい社会の在り方を自ら創造することができる資質・能力を育むために、教員が習得・活用・探究といった学習過程全体を通して、幼児児童生徒が主体的・対話的な深い学びができてきているのかといった幼児児童生徒の変容等を踏まえて指導方法を見直し、改善していくことが必要である。

重複障害者等に対する指導については、で前述した教育課程の取扱いのほか、例えば、自閉症と他の障害が重複する幼児児童生徒や、視覚と聴覚の障害が重複する幼児児童生徒に対する指導方法について、基本的な考え方や留意点等を具体的に示すことが必要である。

障害の状態等に応じた効果的な学習指導やコミュニケーションの手段として、コンピュータ等のICT等を一層活用することが有効である。

カリキュラム・マネジメントの考え方 [別添 8]

「社会に開かれた教育課程」の観点から、幼児児童生徒が卒業後に社会で生活する姿を描き、それぞれの学校において、各部段階でどのような幼児児童生徒を育てようとするのか、そのためにはどのような教育を行うことが適当か等の基本的な考え方を明確にした上で教育課程編成に必要な考え方を解説することが必要である。

キャリア教育の充実 [別添 9]

幼稚部、小学部の段階から、学校や社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すキャリア教育の視点を示すことが必要である。

障害の程度が重度の幼児児童生徒のキャリア教育の考え方について、キャリア発達の視点から示すことが必要である。

(3) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等と特別支援学校との連続性 [別添 10]

幼児児童生徒の学びの連続性を確保する観点から、知的障害のある児童生徒のための各教科の目標・内容の考え方や、重複障害者等の教育課程の取扱いを適用する際の留意点等について、小・中学校等の各教科の目標・内容との連続性に留意して整理し、分かりやす

く示すことが必要である。

小・中学校等から特別支援学校への転学や、特別支援学校から小・中学校等への転学が行われた場合に、各学校において、前籍校から引き継いだ個別の教育支援計画や個別の指導計画をもとに、幼児児童生徒の障害の状態等や学習の履歴等を踏まえた、継続的な指導や支援が行われるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の引継ぎ、活用についての考え方や留意点を示すことが必要である。

今回の学習指導要領の改訂において、小・中学部を中心とした知的障害のある児童生徒のための各教科の目標・内容の整理を行うことを踏まえ、長期的には、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等との間で、教育課程が円滑に接続し、子供たち一人一人の学びの連続性を実現していくために、国として、学校種別にかかわらず、各教科の目標・内容を一本化する可能性についても検討する必要がある。

(4) 特別支援教育の改善・充実を支える方策

教員の専門性向上

中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」（平成27年12月）を踏まえ、以下に示すように、教員の養成、採用、研修の各段階において特別支援教育に関する内容を充実することが必要である。

(大学の教職課程における教員養成)

- ・発達障害を含めた特別な支援を必要とする幼児児童生徒に関する理論及びその指導法について、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教員免許状取得のための教職課程において独立した科目として位置付ける。

(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等教員)

- ・全ての教員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けるための研修が必要である。

(特別支援学校教員)

- ・教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が特別支援学校教諭免許状を所持することを目指し、国が必要な支援を行う必要がある。

学校の指導体制

特別支援教育コーディネーターについては、障害の多様化や重度・重複化への対応、地域における他の学校、関係機関との効果的な連携が求められてきており、特別支援教育コーディネーターの役割を分かりやすく整理し示すとともに、その専門性を高めるための研修等の充実等を図ることが求められる。

特別支援教育コーディネーター、通級による指導の担当教員など、各学校において特別支援教育に対応するための教員定数等の改善が求められる。

家庭や地域、関係機関等との一層の連携

教育課程の編成に当たっては「社会に開かれた教育課程」の観点から、各教科等や自立活動の指導等の場面でも、家庭や地域、専門家や支援団体等の関係機関等との連携・協力が求められる。

高等学校入学者選抜や大学入学者選抜、企業等の雇用における取組の充実

全ての学校を障害のある生徒が受験する可能性があることを前提として、障害のある生徒への適切な対応が求められる。また、高等学校入学者選抜や大学入学者選抜における調査書の様式等の改善も求められる。

障害のある生徒の卒業後の継続的な就労等に向けて、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえた障害者雇用の改善が図られることが求められる。

教科用図書、教材、支援機器等の充実

視覚障害、聴覚障害及び知的障害のある児童生徒のための文部科学省著作教科書を作成するとともに、教科書会社により拡大教科書の作成が期待される。

障害のある幼児児童生徒の特性等に応じて、支援機器等教材の積極的な活用を促進する。

全国的な実施状況の把握

新しい学習指導要領の着実な実施を図るため、文部科学省、国立特別支援教育総合研究所、都道府県等教育センター、特別支援教育に関する研究団体等が連携し、特別支援教育に係る教育課程の編成・実施についての実態把握、教育課程の改善・充実のための研究開発等に取り組み、各学校での教育課程編成や学習指導の改善・充実に支援していくことが重要である。

さらに、将来の学習指導要領の改訂に資するよう、今回の改訂に基づく教育課程の編成・実施について、全国的な状況を経年で把握・分析していくことが重要である。

《幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育》

- 別添 1．特別支援学級に係る教育課程の改善・充実
- 別添 2．通級による指導に係る教育課程の改善・充実
- 別添 3．各教科等における障害に応じた指導上の工夫について
- 別添 4．個別の指導計画と個別の教育支援計画について

《特別支援学校》

- 別添 5．知的障害のある児童生徒のための各教科の改善・充実の方向性
 - 別添 6．自立活動の改善・充実の方向性
 - 別添 7．重複障害者等の教育課程の取扱いの改善・充実の方向性
 - 別添 8．カリキュラム・マネジメント 「教育課程」と「指導計画」の接続
 - 別添 9．キャリア教育の改善・充実の方向性
 - 別添 10．障害のある児童生徒の教育課程等の円滑な接続に向けた改善・充実の方向性
- 参考資料．特別支援学校小学部・中学部 総則の改善イメージ
特別支援学校高等部 総則の改善イメージ

特別支援学級

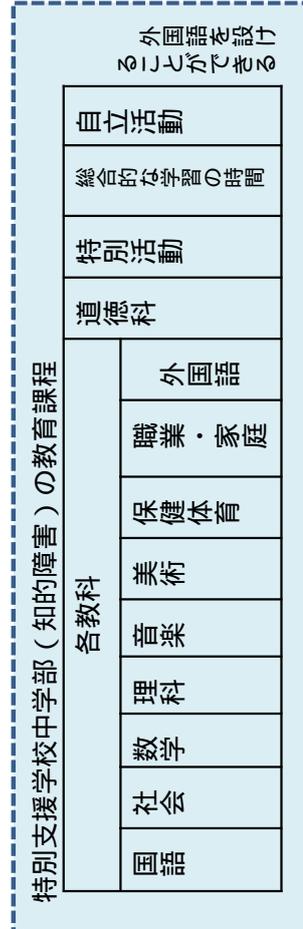
特別支援学級の教育課程は、小・中学校の学習指導要領に基づいて編成することを基本とし、児童生徒の障害の状態や程度等を考慮の上、特に必要がある場合には、特別の教育課程を編成することが可能。

特別の教育課程を編成する場合は、**特別支援学校の小・中学校の学習指導要領を参考とし、実情に合った教育課程を編成**。特別の教育課程を編成する場合も、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならぬ。

実情に合った教育課程の編成

〔中学校学習指導要領解説の記述例〕 小学校学習指導要領解説にも同様の記述

- ・ 特別支援学校学習指導要領の「自立活動」を取り入れる ・ 各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える
- ・ 特別支援学校（知的障害）の各教科に替える など

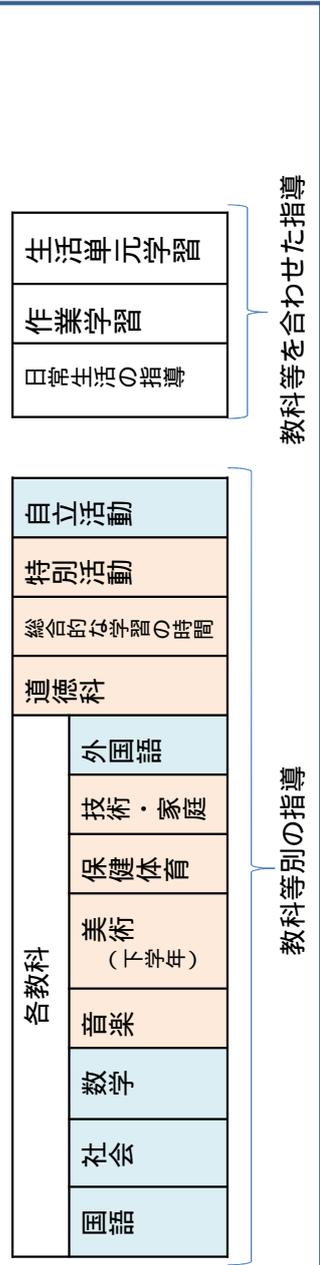


（具体例）

中学校 知的障害特別支援学級

生徒の知的障害の状態などを踏まえ、特別支援学校学習指導要領を参考に、教育課程を編成

「個別の指導計画」を作成し、指導



課題

改善の方向性

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とすることとしているが、例えば、各教科の各学年の目標及び内容を前各学年のものに替える際や知的障害のある児童生徒のために各教科に替える際の手続きがわかりにくく、児童生徒の障害の状態等に合った教育課程を編成することが難しいこと、などが指摘。

学級の実態や児童生徒の障害の状態等を踏まえた、実情に合った教育課程を編成
小・中学校と特別支援学校小・中学部との教育課程の円滑な接続

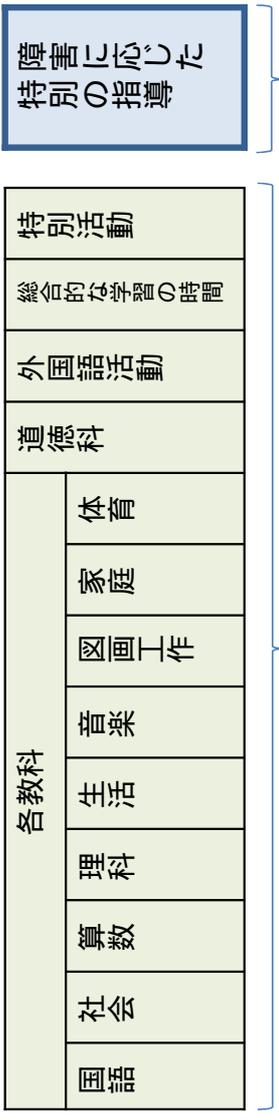
- ・ 特別支援学級における教育課程編成の基本的な考え方
- ・ 各教科の各学年の目標・内容を前各学年のものに替える場合や、知的障害のある児童生徒のための教科を適用する場合などの留意点を具体的に示すことが必要。

通級による指導に係る教育課程の改善・充実

通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒が、通常の学級で各教科等の指導を受けながら、**障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で実施**については、年間35～280単位時間（LD等は年間10～280単位時間）を標準

（小学校の例）



通常の学級で指導

特別の場で指導（自校/他校）

障害に応じた特別の指導の内容

特別の指導を行う場合は、**特別支援学校小・中学部学習指導要領の「自立活動」の目標・内容を参考**として実施。

一人一人の障害の状態に応じて、特別支援学校学習指導要領「自立活動」を参考に、指導目標及び具体的な指導内容を設定

（具体例）**小学校における「通級による指導」対象児童の障害 言語発達の遅れ**
 1.心理的な安定、2.人間関係の形成、4.環境の把握、6.コミュニケーションに関する項目を選定

「個別の指導計画」を作成し、指導。

特別支援学校学習指導要領「自立活動」
 目標
 個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。
 内容
 1.健康の保持、2.心理的な安定、3.人間関係の形成、4.環境の把握、5.身体の動き、6.コミュニケーション
 上記の6区分の下に26項目を示す

課題

通級による指導を受ける児童生徒数の増加に伴って、通級による指導に携わる教員が、自立活動の視点で児童生徒の実態を捉えることや、自立活動の目標、指導内容の設定などの手続を十分に理解し、指導に生かすことが課題。

改善の方向性

小・中学校における通級による指導についての意義、基本的な考え方や通級による指導の目標及び内容について、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動の指導であることをより明確化
 児童生徒の実態把握で収集した情報から、指導目標・内容の設定、評価・改善までの一連の手続についてのポイント
 通級による指導と各教科等の授業、生徒指導や進路指導等との連携を図られるよう、これらの関係を具体的に示すことが必要。

これまでの示し方

小学校学習指導要領 **総則**
 個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

障害別の配慮の例を示す。

(小学校学習指導要領解説総則編)

- 弱視**：体育科におけるボール運動の指導、理科等における観察・実験の指導
- 難聴や言語障害**：国語科における音読の指導、音楽科における歌唱の指導
- 肢体不自由**：体育科における実技の指導、家庭科における実習
- LD（学習障害）**：国語科における書き取り、算数科における筆算や暗算の指導
- ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症**：話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導 など

改善の方向性

小学校学習指導要領 **総則**
各教科等
 総則に加え、**全ての教科等別に示す。**

学習過程で考えられる**困難**さごとに示す。

(小学校学習指導要領解説国語編など)

- 【困難さの例】** 教科等の特性に応じて例示
- 見えにくい **体験が不足**
 - 聞こえにくい **語彙が少ない** など 情報のイメージ化
 - 触れられない **色（・形・大きさ）が区別できない** 情報入力
 - 聞いたことを記憶できない **位置、時間を把握できない** など 情報統合
 - 短期記憶ができない、継次処理ができない** 情報処理
 - 注意をコントロールできない** など
 - 話すこと、書くことが困難**
 - 表情や動作が困難** など 表出・表現

中学校及び高等学校も同様。
 幼稚園については、幼児期の特性に応じた、困難さの例を示す。

資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、児童生徒が十分な学びが実現できるよう、学習過程で考えられる【**困難さの状態**】に対する【**指導上の工夫の意図**】+【**手立て**】の例を示す。

(安易な学習内容の変更や学習活動の代替にならないよう、教員が配慮の意図を持つ必要)

【困難さの状態や指導上の工夫の意図、手立ての例の示し方】

(国語科の例)

文章を目で追いながら音読することが難しい場合には、**自分がどこを読むのかが分かるよう**、教科書の文を指等で押さえながら読むよう促したり、教科書の必要な箇所を拡大コピーして行間を空けたり、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具(スリット等)を活用したりするなどの配慮をする。

考えをまとめたり、文章の内容と自分の経験とを結び付けたりすることが難しい場合には、児童が**どのよう**に考えればよ**いのか分かるよう**に、考える項目や手順を示した学習計画表やプリントを準備したり、一度音声で表現し、実際にその場面を演じる活動を行った上で書かせたりするなどの配慮をする。

自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが難しい場合には、児童が身近に考えられる教材(例えば、同年代の主人公の物語など)を活用し、**行動の描写や会話文に含まれている気持ちがよく伝わってくる語句等に気付けたり、気持ちの移り変わりが分かる文章のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるよう**にしてから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。

自分が書いたものを読むことが難しい場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したりICT機器を活用したりして発表するなど、児童の表現を支援するための多様な手立てを工夫し、**自分の考えを持つことや表すことに対する自信を持つことができるよう**な配慮をする。

(社会科、地理歴史科、公民科の例)

地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合には、読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したり、掲載されている情報を精選して、視点を明確にするなどの配慮が考えられる。

社会的事象等に興味・関心が持てない場合には、その社会的事象等の意味を理解しやすくするため、社会の動きと身近な生活がつながっていることを実感できるように、特別活動などとの関連付けなどを通じて、実際の体験を取り入れ、学習の順序を分かりやすく説明し、安心して学習できるように配慮をする。

(算数科、数学科の例)

「商」「等しい」など、児童生徒が日常生活で使用することが少なく、抽象度の高い言葉の理解が困難な場合は、児童生徒が具体的にイメージをもちることができるよう、児童生徒の興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げて、既習の言葉や分かる言葉に置き換えるなどの配慮をする。

データを目的に応じてグラフで表すことが難しい場合、目的に応じたグラフの表し方があることを理解するために、折れ線グラフでは同じデータについての縦軸の幅を変えたり、ヒストグラムでは階級の幅を変えたりするなど、複数のグラフを見比べることを通して、よりよい表し方に気付くことができるように配慮をする。

文章を読み取り、数量の関係を文字式を用いて表すことが難しい場合、児童生徒が数量の関係をイメージできるように、児童生徒の経験に基づいた場面や興味のある題材を取り上げ、解決に必要な情報に注目できるように印を付けさせたり、場面を図式化したりすることなどの工夫を行う。

空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合、空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や投影図と見比べる位置関係を把握したりすることなどの工夫を行う。

(理科の例)

実験を行う活動において、実験の手順や方法を理解することが困難であったり、見通しがもてなかつたりして、学習活動に参加することが難しい場合には、学習の見通しがもてるよう、実験の目的を明示したり、実験の手順や方法を視覚的に表したプリント等を掲示したり、配付したりするなどの配慮をする。また、燃烧実験のように危険を伴う学習活動において、危険に気付きにくい場合には、教員が確実に様子を把握できる場所で活動できるようにするなどの配慮をする。

自然現象としての雲を観察する活動において、雲の変化等のように時間を要するような観察をすることが難しい場合には、変化に着目し、理解することができるよう、観察するポイントを示したり、雲の変化を短時間にまとめたICT教材を活用したりするなどの配慮をする。

(生活科の例)

言葉での説明や指示だけでは、安全に気を付けることが難しい場合には、その説明や指示の意味を理解し、なぜ危険なのかをイメージできるように、体験的な事前学習を行うなど配慮をする。

みんなでするもの等を大切に扱うことが難しい場合は、大切に扱うことの意義や他者の思いを理解できるように、学習場面に即して、児童の生活経験等も踏まえながら具体的に教えるように配慮をする。

（音楽科、芸術科（音楽）の例）

音楽を形づくっている要素（リズム、速度、旋律、強弱、反復等）の聴き取りが難しい場合は、音楽的な特徴を捉えやすくできるよう、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりするなどして、音楽的な特徴を視覚化、動作化するなどの配慮をする。なお、動作化する際は、決められた動きのパターンを習得するよう活動にならないよう配慮をする。

音楽を聴くことによって自分の内面に生まれる様々なイメージや感情を言語化することが難しい場合は、表現したい言葉を思い出すきっかけとなるよう、感情やイメージを表す形容詞などのキーワードを示し、選択できるようにするなどの配慮をする。

（図画工作科、美術科、芸術科（美術、工芸）の例）

体験的な創造活動に対して、変化を見分けたり、微妙な変化を感じ取ったりすることが難しい場合は、造形的な特徴を理解し、創造的な技能が育つように、児童生徒の経験や実態を考慮して、特徴が分かりやすいものを例示したり、多様な材料や用具を用意したり、反対に、種類や数を絞ったりするなどの配慮をする。

自分の表現の意図に対して、材料や用具を生かし方が思いつかない場合は、見通しを持って創造的な技能が働くように、図や写真等で示した材料・用具や用途一覧などを準備し、児童生徒一人一人がその中から選択できるようにするなどの配慮をする。

（芸術科（書道）の例）

用具・用材の種類と扱い方などを理解することが難しい場合は、実物を準備したり、作品として表現する前に実際に使用することで特徴を理解し、その中から主体的に思考・判断しながら選択できるよう配慮する。

(外国語活動、外国語科の例)

音声を聴き取ることが難しい場合、外国語と日本語の音声（音韻）やリズムの違いに気付くことができるよう、外国語の音声を文字で書いてみせる、リズムやイントネーションを記号や色線で示す、教員等が手拍子を打つ、音の強弱を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また、本時の流れが分かるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておくなどの配慮をする。

英語の単語には、**発音と綴りの関係**に必ずしも規則性があるとは限らないものが多く、それが要因で、**英語に苦手に苦手意識をもつ場合**、文字情報と音声情報を一体化して指導し、当該単語を繰り返し見たり発音したりする機会を十分に確保するなどの配慮をする。

(体育科の例)

複雑な動きをしたり、バランスを取ったりすることに困難がある場合には、**極度の不器用さ**や動きを組み立てることに苦手が**あることが考えられることから、動きを細分化して指導したり、適切に動きを補助しながら行うなどの配慮をする。**

勝ち負けにこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかったりする場合には、**活動の見通しが持てなかったり、考えたことや思ったことをすぐ行動に移してしまったりすることがあることから、活動の見通しを立ててから活動させたり、勝った時や負けた時の表現の仕方を事前に確認したりするなどの配慮をする。**

(家庭科、技術・家庭科の例)

同時に複数の事項に注意を向けることが難しい場合、優先順位が分かるように、活動の区切りを短く設けて同時に行う事項を減らしたり、視覚的な補助（指示事項や留意すべき事項を示したカード等）を用いたりする配慮をする。

周囲の状況に気が散りやすく、包丁、アイロン、ミシン等の用具、加工工具や電動加工機器等を安全に使用することが難しい場合、手元に集中して安全に作業に取り組めるように、個別的な対応ができるような作業スペースを確保したり、集中できる時間に配慮して作業時間を設定したりする配慮をする。

(情報科の例)

コンピュータ等の画面上の文字を目で追って読むことに困難がある場合には、どこを読んでいるのかが分かるよう、読んでいる箇所をハイライト表示や反転表示などの配慮をする。

(産業教育の例)

実験・実習の全体像を俯瞰できないなど学習活動への参加が困難な場合、学習の見通しを持つるようになるため、それらの手順や方法を視覚的に明示したり、全体の流れの中で今どこを学習しているのかを示したりするなどの配慮をする。

(道徳科の例)

相手の気持ちを理解することが苦手で、字義通りの解釈をする場合には、他者の心情を理解するために、役割を交代して動作化や劇化した指導を取り入れる。

話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、衝動的に行動し、他者の行動を妨げてしまったりする場合、注意が持続できるよう、適度な時間で活動を切り替えるなどの配慮をする。また、他の児童からも許容してもらえような雰囲気のある、学級づくりににも配慮する。

(総合的な学習の時間の例)

様々な事象を調べたり、得られた情報をまとめたりすることに困難がある場合は、必要な事象や情報を選択して整理できるように、着目する点や調べる内容、まとめる手順や調べ方について具体的に例示するなどの配慮をする。

様々な情報の中から、必要な事柄を選択して比べることが難しい場合は、具体的なイメージをもって比較することができるように、比べる視点を明確にしたり、より具体化して提示したりするなどの配慮をする。

(特別活動の例)

学校行事における予告なしの避難訓練や不測の事態などに対し、強い不安を抱いたり、戸惑ったりする場合は、見通しが持てるよう、行事のねらいや活動の内容、行動の仕方などについて、事前指導をしっかりと行うなどの配慮をする。

幼稚園の例

見えにくく、行動が制限される場合、具体的な経験を豊かにできるよう、安全な場で自分から積極的に体を動かす、いろいろな運動の楽しさを知り、活発に活動できるようにしたり、手を使っていろいろな物を観察したり、作ったりできるよう配慮をする。

聞こえにくく、言葉の習得が困難になる場合、様々な経験を通して、言葉の習得及び概念の形成ができるよう、単に名称のみの理解にとどまらないようにし、人や物の性質、属性などを含めて考えたり、他の人や物と比較して違いを考えたりすることを取り入れるよう配慮をする。

身体の動きに困難がある場合、幼児が自ら環境と関わり、主体的な活動ができるよう、遊具や用具などを工夫したり、必要に応じて補助用具等の活用を図るなどの配慮をする。

個別の指導計画と個別の教育支援計画について

個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かい指導が行えるよう、教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、**具体的に幼児児童生徒の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。**

個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、**医療、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ**、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

(参考) 小学校学習指導要領 第1章 総則 第4 (抜粋)

* 幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領においても同様の記述

(7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば**指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画**を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

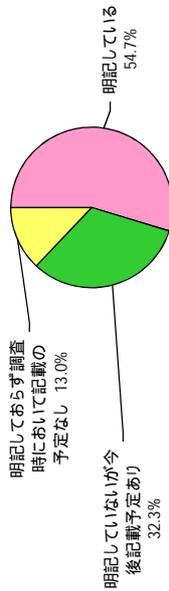
個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成状況 (平成27年度 国公私計)

| | 幼稚園 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|-----------|----------------------------|-------|-------|-------|
| 個別の指導計画 | 作成済 | 93.1% | 84.3% | 30.2% |
| | (該当者無しを除いた値) | 98.3% | 96.2% | 71.8% |
| | 特別支援学級 通級による指導 通常の学級 | 99.2% | 98.2% | |
| 個別の教育支援計画 | 作成済 | 80.2% | 72.8% | 22.8% |
| | (該当者無しを除いた値) | 89.5% | 87.7% | 60.7% |
| | 特別支援学級 通級による指導 通常の学級 | 95.5% | 95.3% | |
| | | 68.0% | 72.0% | |
| | | 69.1% | 59.6% | |

改善の方向性

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の**意義や役割の明確化**が必要。
通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成。
 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の**作成・活用の留意点 (実態把握から評価・改善などを示すことが必要)**。その際、障害者差別解消法に基づく合理的配慮やその他指導上の配慮についても記述することが必要。

合理的配慮の提供についての記載状況
 (平成27年度 幼・小・中・高・認定こども園計)



知的障害のある児童生徒のための各教科の意義

知的障害のある児童生徒の学習上の特性（学習によって知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことなどを踏まえた内容で構成。

一人一人の児童生徒の障害の程度などに応じた教育課程が編成できよう、学習指導要領においては、段階別に、各教科の目標及び内容を大綱的に示している。特に必要がある場合、各教科等を合わせた指導を行い、児童生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けるための指導の形態が採用できる。

成果と課題

生活に結びついた具体的・実際的な学習活動を継続的に行うことにより、身に付いた知識や技能等が卒業後の自立と社会参加に生かされていることが多い。
各教科等を合わせた指導を行う場合、各教科の目標・内容を関連づけた指導及び評価の在り方が曖昧になりやすく、学習指導の改善に十分に生かしくにくい。
特別支援学級（小・中学校）において、一部又は全部を、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えて指導する場合の教育課程編成上の留意点がわかりにくい。
インクルーシブ教育システムの構築の進展を踏まえ、連続性のある「多様な学びの場」における児童生徒の十分な学びを確保していく観点から、小・中・高等学校と特別支援学校（知的障害）の各教科の関連性の整理、教育課程の円滑な接続が求められている。

児童生徒の人間として調和のとれた育成の一層の推進

改善・充実の方向性

育成すべき資質・能力との関連を踏まえた各教科の目標の見直し

（例）社会科（高等部）

現行目標 社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を深め、社会生活に必要な基礎的な能力と態度を育てる。

目標構成の見直し 育成すべき資質・能力は小学校等の各教科と同じであることを明確に示す・段階ごとの目標を示す

| 育成すべき資質・能力の三つの柱 | 知識・技能 | 思考・判断・表現 | 学びに向かう力、人間性等 |
|--------------------|---|---|---|
| 社会科で育成すべき資質・能力（仮案） | （何を知っているか、何ができるか） ・社会生活を営む上で必要な知識・技能の習得 ・生活に関係の深い法制度等 | （知っていること、できることをどう使うか） ・社会的事象に関心もち、社会一般の出来事と自分の生活とのつながりについて考え、判断したり、説明したりする力等 | （どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか） ・主体的に生きる地域社会の一員としての自覚 ・社会参画への意欲や態度等 |

今後小・中・高校の各教科等の改善・充実の方向性を踏まえ具体的に整理

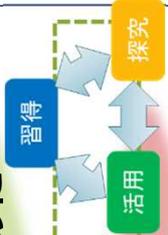
社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実

〔内容の例〕（例）中学部・高等部社会科で充実が必要な内容の例や構成
政治的主体、経済的主体、法的主体となること
グローバル化を踏まえた、我が国及び外国の歴史や生活・文化の理解等

〔構成〕各部門での円滑な接続を図るため、中学部の段階について、小学部の段階と高等部の段階と系統性のある内容を設定し、新たに第二段階を設ける

知的障害のある児童生徒が質の高い深い学びを実現するために必要な指導方法の充実

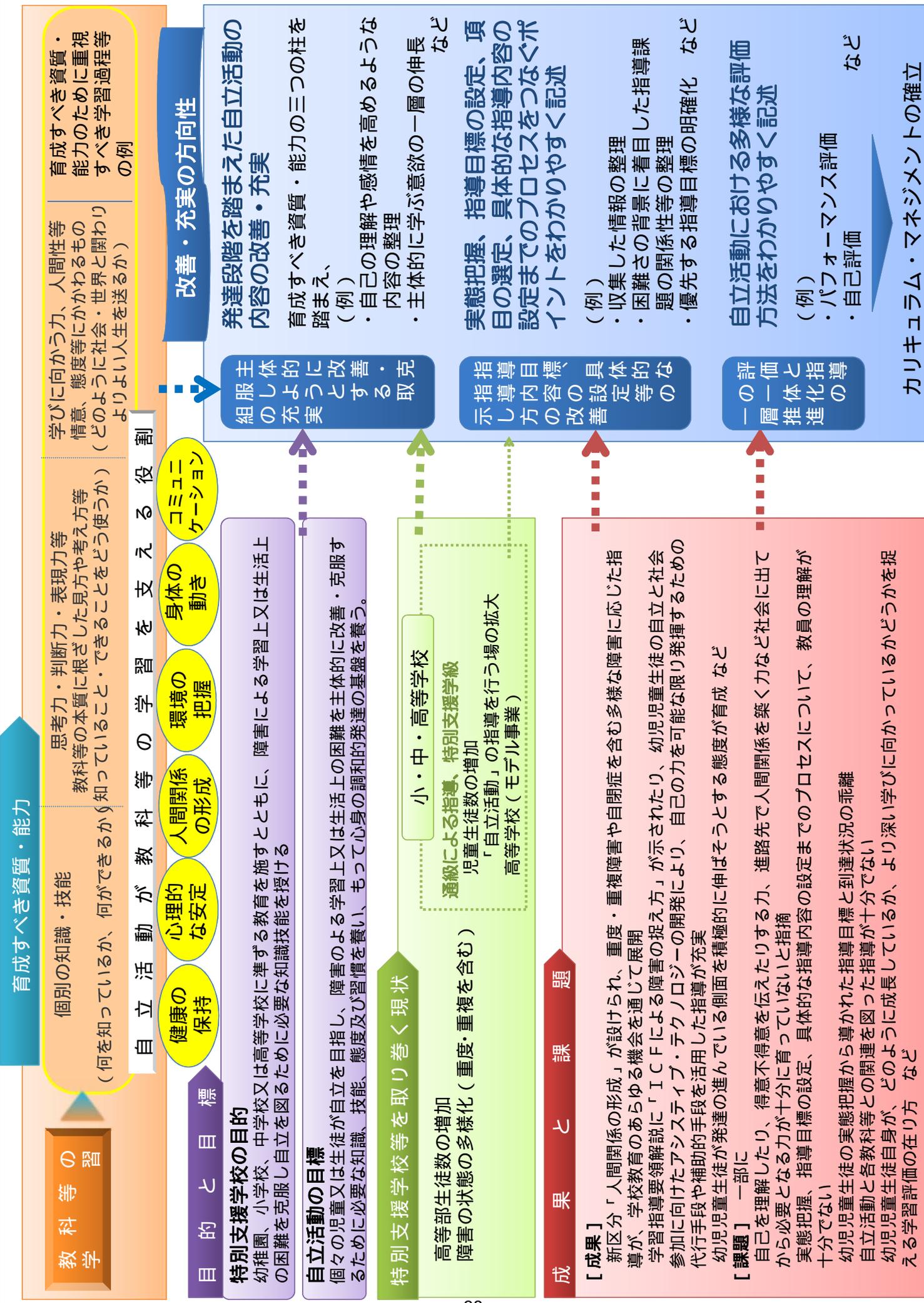
（例）児童生徒の学習過程を重視したアプローチ（習得、活用、探究の学習過程が相互に関連し学習を深められる学習活動の展開など）



観点別学習状況評価の導入と多様な評価方法の活用

特別支援学級（小・中学校）における取扱い、小・中・高等学校の各教科の目標や内容との連続性・関連性の整理など

自立活動の改善・充実の方向性



教科等の学習

個別の知識・技能
(何を知っているか、何ができるか、何が知っているか、何をどう使うか)

思考力・判断力・表現力等
教科等の本質に根ざした見方や考え方等
学びに向かう力、人間性等
情意、態度等にかかわるもの
（どのよう社会・世界と関わり
よりよい人生を送るか）

育成すべき資質・能力のために重視すべき学習過程等の例

自立活動が教科等の学習を支える役割

健康の保持

心理的な安定

人間関係の形成

環境の把握

身体の動き

コミュニケーション

改善・充実の方向性

特別支援学校の目的

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける

自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を養う。

特別支援学校等を取り巻く現状

高等部生徒数の増加
障害の状態の多様化（重度・重複を含む）

小・中・高等学校
通級による指導、特別支援学級
児童生徒数の増加
「自立活動」の指導を行う場の拡大
高等学校（モデル事業）

成果と課題

【成果】
新区分「人間関係の形成」が設けられ、重度・重複障害や自閉症を含む多様な障害に応じた指導が、学校教育のあらゆる機会を通じて展開
学習指導要領解説に「ICFによる障害の捉え方」が示されたり、幼児児童生徒の自立と社会参加に向けたアシスティブ・テクノロジーの開発により、自己の力を可能な限り発揮するための代行手段や補助的手段を活用した指導が充実
幼児児童生徒が発達の進んでいる側面を積極的に伸ばそうとする態度が育成 など

【課題】 一部に
自己を理解したり、得意不得意を伝えたりする力、進路先で人間関係を築く力など社会に出てから必要となる力が十分に育っていないと指摘
実態把握、指導目標の設定、具体的な指導内容の設定までのプロセスについて、教員の理解が十分でない
幼児児童生徒の実態把握から導かれた指導目標と到達状況の乖離
自立活動と各教科等との関連を図った指導が十分でない
幼児児童生徒自身が、どのように成長しているか、より深い学びに向かっているかどうかを捉える学習評価の在り方 など

発達段階を踏まえた自立活動の内容の改善・充実

育成すべき資質・能力の三つの柱を踏まえ、
（例）
・自己の理解や感情を高めるような内容の整理
・主体的に学ぶ意欲の一層の伸長 など

実態把握、指導目標の設定、項目の選定、具体的な指導内容の設定までのプロセスをつなぐポイントをわかりやすく記述

（例）
・収集した情報の整理
・困難さの背景に着目した指導課題の関係性等の整理
・優先する指導目標の明確化 など

自立活動における多様な評価方法をわかりやすく記述

（例）
・パフォーマンス評価
・自己評価 など

主体的に改善・克服の充実とする取組

指導目標、指導内容の具体的な改善等

評価と指導の一体化推進

カリキュラム・マネジメントの確立

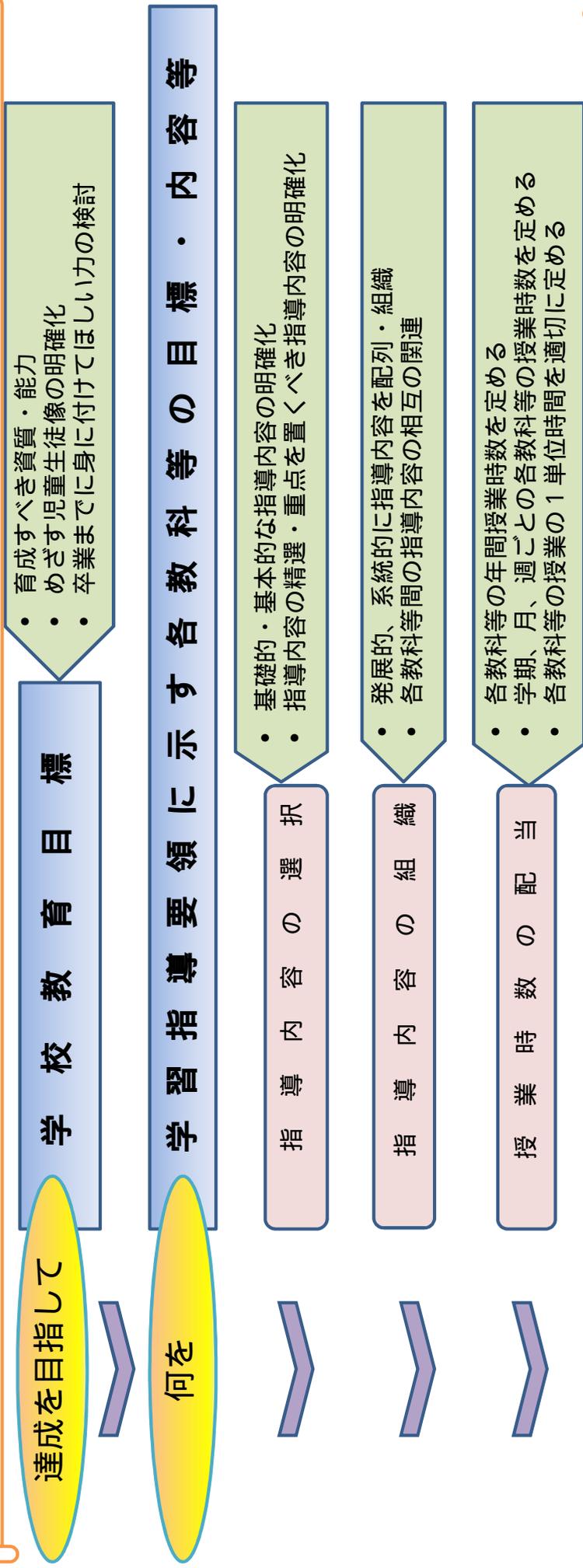
学習指導要領及び学習指導要領解説において、

- ・重復障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する必要がある場合についての基本的な考え方
- ・重復障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する場合の留意点

を更に具体的に示すことが必要ではないか。

| 教育課程の取扱い | 「解説」に示されている適用する際の留意点 | 現状と課題 | 改善・充実の方向性 |
|--|---|---|---|
| <p>準ずる教育（目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わない場合を含む）</p> <p>当該学年前学年・前学部代替の適用</p> <p>知的障害のある児童生徒のための各教科代替の適用</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・取り扱わなかった事項や替えた事項を、学年進行とともに、どのように事後措置するかを十分に考慮した<u>指導計画を作成することが必要。</u> ・特に、系統的な学習を主とする場合には、<u>教材の精選や指導の一貫性に留意するなど、より一層慎重な取扱いが必要。</u> | <p>【平成26・27年度 特別支援教育教育課程等研究協議会 肢体不自由教育部会（提出資料） / 56都道府県市】</p> <p>本規定を適用した教育課程の編成・実施が課題として研究に取り組んでいると記述 / 27都道府県市</p> <p>（記述された課題例）</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・替える根拠の判断 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「解説」に示されている<u>本規定を適用する際の基本的な考え方</u>について、更に分かりやすく解説する必要。 ・第2章「各教科」第1節示されている障害種別の「<u>指導内容の精選等</u>」の<u>基本的な考え方</u>について、更に具体的に整理し、解説する必要。 |
| <p>自立活動を主とした教育の適用</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・自立活動を主とした指導計画の作成に当たっては、<u>全人的な発達を促すことをねらいとし、（中略）段階的、系統的な指導が展開する。</u> | <p>【<u>準ずる教育課程</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導内容の精選の在り方 等 <p>【<u>知的障害教育の各教科代替</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級で前学年（部）の教科を学んでいた生徒が、高等部では知的障害教育の各教科代替で学ぶ者もいる。その際、教科の連続性の整理 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学校（部）段階間における<u>各教科等の「学びの連続性」の考え方</u>について整理し、解説する必要。 |
| <p>自立活動を主とした教育課程の適用</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・重復障害の者については、一人一人の障害の状態が極めて多様（中略）心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした指導が特に必要（中略）<u>重要な意義を有する。</u> | <p>【<u>自立活動を主とした教育</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害教育の各教科の指導についての検討 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>自立活動を主とした教育課程を行う際の心身の調和的発達、全人的な発達を促すための系統的な指導の在り方</u>についての<u>考え方</u>や、<u>教科と自立活動の指導目標設定の関係性</u>を具体的に整理し、解説する必要。 |

学習指導要領を踏まえて「教育内容」を明確にする段階（核となるカリキュラムの明確化）



- ・ 育成すべき資質・能力
- ・ めざす児童生徒像の明確化
- ・ 卒業までに身に付けてほしい力の検討

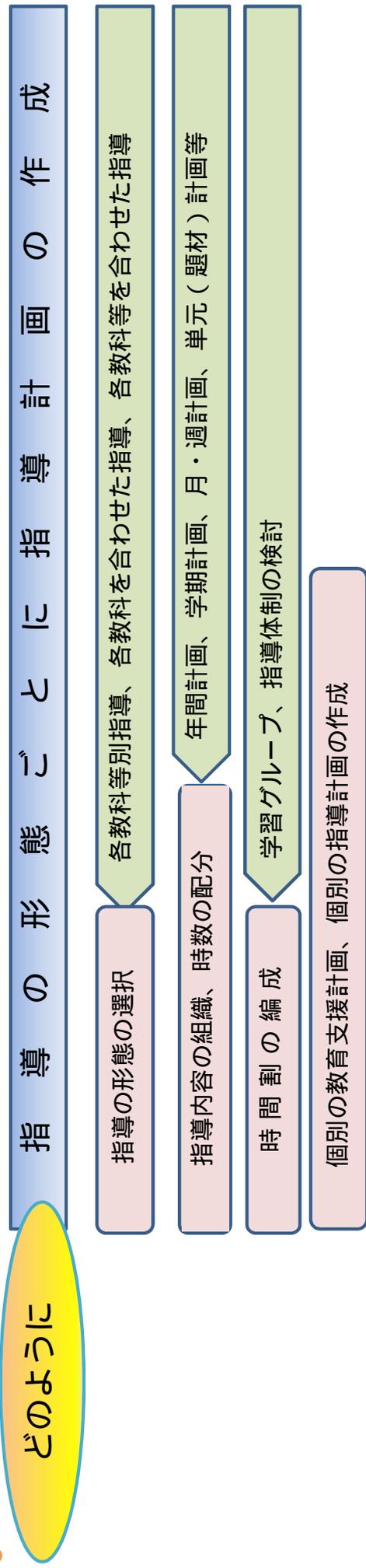
学習指導要領に示す各教科等の目標・内容等

- ・ 基礎的・基本的な指導内容の明確化
- ・ 指導内容の精選・重点を置くべき指導内容の明確化

- ・ 発展的、系統的に指導内容を配列・組織
- ・ 各教科等間の指導内容の相互の関連

- ・ 各教科等の年間授業時数を定める
- ・ 学期、月、週ごとの各教科等の授業時数を定める
- ・ 各教科等の授業の1単位時間を適切に定める

教育内容等を踏まえて「指導計画」を作成する段階（実施するカリキュラムの作成）



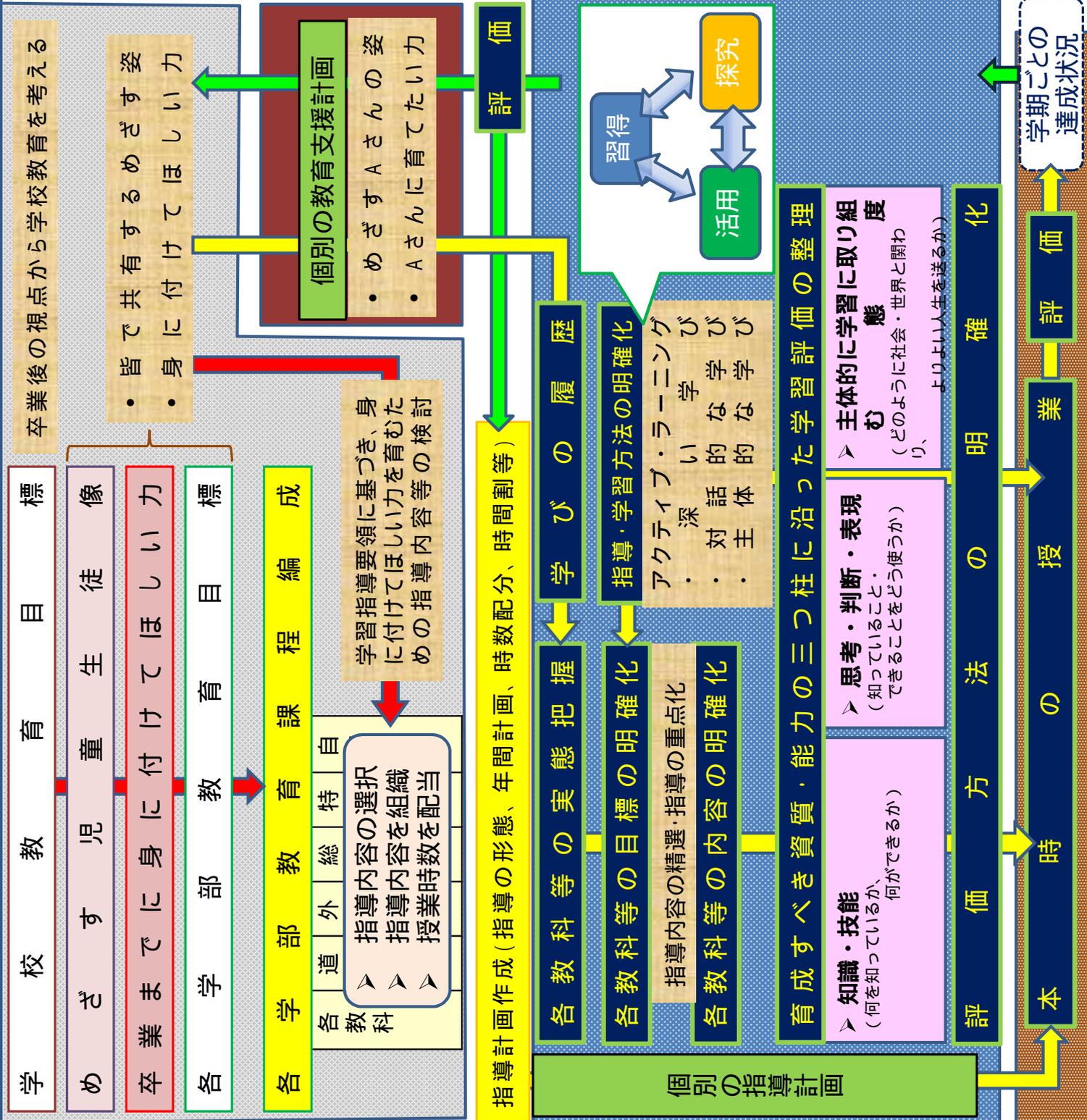
- 各教科等別指導、各教科を合わせた指導、各教科等を合わせた指導

- 年間計画、学期計画、月・週計画、単元（題材）計画等

- 学習グループ、指導体制の検討

- 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成

教育課程の総体的構造の可視化(例)



カリキュラム・マネジメント

社会に開かれた教育課程

育成すべき資質・能力

教育課程の円滑な接続

学びの連続性

アクティブ・ラーニング

学習指導要領から教育内容を明確にする段階

指導計画を作成する段階

成果と課題

教育課程企画特別部会 論点整理

【成果】

現行の特別支援学校学習指導要領（高等部）では、「キャリア教育の推進」、「産業現場等における長期の実習を取り入れる」等が新たに明記され、各校で地域等と連携した実際的な指導が充実してきている。

【地域と協働した取組の例】高齢者のグループホーム等にでかけ、カフェをサービスする学習に取り組むなど児童生徒が目的意識をもって学習意欲を高めたりすることのできる技能検定等が開発され、地域の実態に応じた技能検定大会などが実施されている。

【例】宮崎県特別支援学校チャレンジ検定など

【課題】

（文部科学省キャリア教育・就労支援等の充実事業成果報告書から）

- ・小学部の児童や知的障害の程度が重度の児童生徒が取り組めるように段階的に級を定めた技能検定の開発が課題。
- ・ワークキャリアのための実践の一層の向上に加え、ライフキャリアの充実にも力点を置き、小・中・高等部一貫したキャリア教育を実施するための土台作りが必要である。
- ・児童生徒のキャリア発達を促す授業の構成、実施方針についての更なる研究が必要である。

（特総研専門研究B-253（平成22年3月）研究成果報告書から一部編集）

- ・小学部ではキャリア教育と聞いただけで、「職業教育は小学部には関係ない」という意識が一部にある。
- ・どのようなしてキャリア教育を伝えていくのが課題。
- ・障害の程度が重度の児童生徒への取組など、当該児童生徒を指導する教員に対して、キャリア教育の概念が浸透していない現状。

2. 新しい学習指導要領等が目指す姿

（1）新しい学習指導要領等の在り方について

（人生を主体的に切り拓くための学び）

（略）子供たちに社会や職業で必要となる資質・能力を育むためには、学校と社会との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育み、キャリア発達を促す「キャリア教育」の視点も重要である。学校教育に「外の風」、すなわち、変化する社会の動きを取り込み、世の中と結び付いた授業等を通じて子供たちにこれからの人生を前向きに考えさせることが、主体的な学びの鍵となる。

5. 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

（1）各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育、特別支援学校

また、特別支援学校においては、（略）特に、幼児児童生徒の発達の段階に応じた自立活動の改善・充実、これからの時代求められる資質・能力を踏まえ、障害のある幼児児童生徒一人一人の進路に応じたキャリア教育の充実、知的障害のある児童生徒のための教科の改善・充実を図ることが求められる。

改善・充実の方向性

幼稚園、小学部段階から、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促す「キャリア教育の推進」を明確にする。

- ・小・中・高等学校等に準じた改善の各教科等の改善・充実の方向性を踏まえ整理。
- ・キャリア教育は、キャリア発達を支援する教育であることの考え方の具体を示す。
- ・キャリア教育は、育成すべき資質・能力を踏まえ、幼稚園、小・中学部、高等部段階から実施するものであることを踏まえ、展開例や留意点を示す。

障害の程度が重度の児童生徒のキャリア教育の考え方について、キャリア発達の視点から示す。

キャリア発達の視点を踏まえた学習状況評価の充実。

キャリア発達を支援するためのカリキュラム・マネジメントの具体を示す。（教育活動全体への働きかける仕組み）

教育課程企画特別部会「論点整理」

各教科等を学ぶ本質的意義の捉え直し
各学段段階における各教科等で育成すべき
資質・能力の整理
目標・内容の検討
学習のプロセスの検討
目標に準拠した評価の観点の検討 など

特別支援教育を取り巻く現状

インクルーシブ教育システム構築の進展を踏まえ、連続性のある「多様な学びの場」における児童生徒の十分な学びの連続性を確保していく観点から、小・中学校等と知的障害のある児童生徒のための**各教科の関連性の整理、教育課程の円滑な接続**が求められている。

- 中学校特別支援学級卒業者のうち高等部への進学者数の割合
...64.3% (H26.3卒業者)

特別支援教育部会(第7回)の意見

「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の適用をする際、小学校等と知的障害のある児童生徒のための各教科の連続性をどのように捉えたらよいか、現場の悩みがある。児童生徒が通常の学級、特別支援学級、特別支援学校などと、多様な学びの場で学習する現状もあり、連続性のあるカリキュラムを追求していく必要がある。各教科の教育内容を保障することを前提としながら、自立活動に「替える(指導の方向性を変更する)」という手続きや判断をどのよ

改善・充実の方向性

「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を踏まえ、小・中学校等の教科と、知的障害のある児童生徒のための教科の考え方を整理

現行学習指導要領に示されている知的障害のある児童生徒のための各教科の目標及び内容等について、以下の視点から改訂してはどうか。

(各教科で育成すべき資質・能力)小・中学校等の改訂に準じる。

(各教科の目標)小・中学校等の改訂に準じる。

(段階)各教科の各段階の領域ごとに目標を設定してはどうか。

- ・小・中学校等の各学年の領域に対応した目標の系統性と関連づけた整理をしてはどうか。
- ・1段階の目標については、2段階がめざす各領域の目標との系統性を考慮し、幼稚園教育要領に示されるねらいのほか、発達の初期段階に関する先行研究を参考に、具体的に整理してはどうか。

・1段階の目標と自立活動の目標との関連や目標設定の手続き等を具体的に解説してはどうか。(内容)各段階の領域ごとに示された目標の系統性を踏まえながら、小・中学校等の学習指導要領に示されている内容との連続性に基づいて整理してはどうか。

・小・中学校等の改善を踏まえ、領域などの表現や構成を整理してはどうか。

(内容の取扱い)次のことについて、学習指導要領の「第2 指導計画の作成と各教科全体及び各教科の内容の取扱い」に明記してはどうか。

- ・各学段で各教科の各段階の領域ごとに目標を設定した場合、既に各学段の段階の目標を達成している児童生徒のために、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、各学段に対応した学段段階までの学習指導要領を参考に指導できる、としてはどうか。

(評価)小・中学校等の改訂に準ずる。

小学校の改訂や教育課程の連続性を踏まえた特別支援学校(知的障害)小学部における外国語活動の導入についての検討

- ・外国語に親しんだり、外国の文化についての理解や関心を深めたりするため、児童の実態等を考慮の上、特に必要がある場合には、小学校における外国語活動を設定することができる、としてはどうか。

カリキュラム・マネジメントの考え方や検討の道筋について整理

- ・学習指導要領を踏まえて教育内容を明確にする段階、教育内容を踏まえて指導計画を作成する段階、個別の指導計画と授業等とのつながりなど、カリキュラムの総体的な可視化をしながら解説してはどうか。
- ・重複障害のある児童生徒の教科等の目標及び内容を変更する際の手続きを整理してはどうか。

小学部・中学部学習指導要領の構成

第1章 総則

教育目標、教育課程の編成、実施について、各教科等にわたる通則的事項を規定

第2章 各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

- 第1節 小学部
 - 第1款 小学校に準ずる
 - 国語、社会
 - 算数、理科
 - 生活、音楽
 - 図画工作、音楽
 - 家庭、体育
 - 第2款 知的障害者生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育

- 第2節 中学部
 - 第1款 中学校に準ずる
 - 国語、社会
 - 数学、理科
 - 音楽、美術
 - 保健体育
 - 技術、家庭
 - 外国語
 - 第2款 知的障害者国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語

第3章 特別の教科 道徳

平成30年度より

第4章 外国語活動

第5章 総合的な学習の時間

第6章 特別活動

第7章 自立活動

「社会に関わられた教育課程」の理念の実現に向けて、小学校学習指導要領全体及び総則はどのような構造や表現とすることがふさわしいか

- 第1節 教育目標 ・学校教育法等に示された教育の目的、目標
- 第2節 教育課程の編成
 - 第1 一般方針
 - ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
 - ・障害の状態及び発達段階や特性等を考慮した適切な教育課程の編成
 - ・学力の3要素、言語活動の充実、児童の学習習慣の確立
 - ・道徳教育 ・体育 ・健康に関する指導 ・自立活動
 - 第2 内容等の取扱いに関する共通的事項
 - ・発展的内容の指導と留意点 ・指導の順序の工夫 ・学年の目標及び内容の示し方 ・選択教科の開設
 - ・知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の取扱い
 - ・道徳科の内容の取扱い
 - 第3 授業時数等の取扱い
 - ・年間の総授業時数（準ずるものとする）
 - ・総合的な学習の時間に充てる授業時数 ・自立活動に充てる授業時数
 - ・年間の授業日数（週数） ・児童会活動、クラブ活動、生徒会活動、学校行事
 - ・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点 ・創意工夫を生かした弾力的な時間割の編成
 - ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え
 - 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
 - 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
 - ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
 - ・2 学年を見通した指導（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱者である児童）
 - ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導 ・合科的・関連的な指導
 - ・個別の指導計画の作成 ・家庭や地域との連携、学校相互の連携、交流及び共同学習
 - 2 各教科等の指導に当たっての配慮
 - ・個に応じた指導、授業形態や集団の構成の工夫、協力的な指導
 - ・重複障害者に対する指導、専門的な知識・技能を有する教師間の協力の下の指導、専門家の指導・助言
 - ・言語活動の充実 ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
 - ・生徒指導の充実、進路指導の充実、校内の組織体制の整備、関係機関との連携
 - ・学習課題の選択や自らの将来について考える機会、ガイダンス機能の充実
 - ・見通しを立てたり振り返りたりする活動 ・海外から帰国した者への適切な指導
 - ・障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒への対応
 - ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用、障害の状態や特性への配慮
 - ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実 ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
 - ・学校医等との連携、保健及び安全への留意 ・個別の教育支援計画の作成
 - ・部活動の意義や留意点 ・特別支援学校におけるセンター的機能
 - 3 道徳教育を進めるに当たっての配慮
 - 第5 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

論点整理を踏まえて追加又は整理すべき視点(例)

- 学校生活の核となる教育課程の意義
- 小学校、中学校の教育課程全体を通じて育成する資質・能力
- 18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有
- 知・徳・体の総合的な育成の視点
- 教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造
- 横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係
- 教育課程編成の在り方(加ケア・マネジメント)の視点
- 学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点
- 教育課程全体において重視すべき学習活動等
 - (習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見直し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)
- 多様な個に応じた指導の在り方
 - (優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導、適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)
- インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保
- 学校段階間の接続
- 部活動の位置づけ
- キャリア教育の視点 生徒指導、進路指導

下線部は、小学校及び中学校学習指導要領には示されていない観点

前文

「社会に開かれた教育課程」の実現など今回改訂が目指す理念や、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことの意義について示す。

総則

第1 教育目標

何ができるようにするか

第2 小学部及び中学部教育の基本

- 1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された小学部及び中学部教育の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義
 - ・ 障害の状態及び発達段階や特性等を考慮した適切な教育課程の編成
- 2 「生きる力」の理念に基づき、知・徳・体の総合的な育成
 - ・ 「確かな学力」 学力3要素、児童又は生徒の学習習慣
 - ・ 「豊かな心」 道徳科を要とした道徳教育、豊かな情操の育成
 - ・ 「健やかな体」 体育・健康に関する指導（含 安全・食育・中）
 - ・ 「調和的発達の基盤を培う」 自立活動の指導
- 3 小学部及び中学部教育を通じて育成すべき資質・能力
 - ・ 「生きる力」を一体的に捉えた、小学部及び中学部教育を通じて育成すべき資質・能力の三つの柱について
 - ・ 小学部及び中学部教育を通じて育成すべき資質・能力と初中等教育（幼・小・中・高）を通じて育成すべき資質・能力との関係
 - ・ 各教科等間で育成する資質・能力との関係（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科で育成する資質・能力と小・中学校の各教科で育成する資質・能力との関係）
 - ・ 資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性（障害の状態及び発達段階や特性等を考慮）
- 4 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現
 - ・ 各学校において、「何ができるようにするか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「個々の生徒の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性
 - ・ 小学部及び中学部教育を通じて育成すべき資質・能力に基づき、各学校において学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成すること
 - ・ 教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせさせて実施することの必要性
 - ・ 実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改善することの必要性

何を学ぶか

第3 教育課程の編成

- 1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成
 - ・ 各学校において、育成すべき資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する。

2 教育課程の編成における共通的事項（授業時数、内容の取り扱い）

- ・ 年間の総授業時数（準ずるものとする）
 - ・ 総合的な学習の時間に充てる授業時数
 - ・ 自立活動に充てる授業時数
 - ・ 年間の授業日数（週数）
 - ・ 児童会活動、生徒会活動（中）、クラブ活動、学校行事
 - ・ 1 単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点（中）
 - ・ 創意工夫を生かした弾力的な時間割
 - ・ 総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え
 - ・ 指導の順序の工夫
 - ・ 学年の目標及び内容の示し方の趣旨
 - ・ 選択教科の開設（中）
 - ・ 道徳教育の内容（中）
- 3 学校段階間の接続
 - ・ 幼稚園と小学部の円滑な接続のためのスタート・カリキュラム（低学年において生活科を中心に合科的・関連的指導などの工夫）
 - ・ 小学部と中学部の接続と義務教育学校（義務教育学校では学年段階の区切りに応じた資質・能力を設定）
 - ・ 中学部、高等部の接続と中等教育学校（中）
 - ・ 幼稚園、小・中学校、高等学校との教育課程の円滑な接続
 - 4 横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係
 - 5 調和の取れた全体の指導計画
 - ・ 各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
 - ・ 2 学年を見通した指導（小）（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱者である児童）
 - ・ まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
 - ・ 合科的・関連的な指導（小）
 - ・ 家庭や地域との連携、学校相互の連携、交流及び共同学習
 - 6 障害の状態等に応じた教育課程の編成の基本的な考え方
 - ・ 学習指導要領を踏まえて教育内容・授業時数を明らかにする段階と教育内容を踏まえて指導計画を作成する段階
 - ・ 「指導内容の精選等」について、精選する際の基本的な考え方
 - ・ 各教科等の学びの連続性の考え方（小・中学校等の各教科、知的障害者である児童生徒のための各教科）
 - ・ 自立活動を主とした教育課程を行う際の心身の調和的発達、全人的な発達を促すための系統的な指導の在り方
 - ・ 教科及び自立活動の指導目標設定等の手続き
 - 7 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

第4 教育課程の実施と学習評価

1 教育課程の実施

- (1) 指導内容の具体化
 - ・第2章以下に示す各教科等の内容のまとまり(単元、題材、主題など)ごとに、育成すべき資質・能力をイメージし、主体的・対話的で深い学びを通じて計画的に育成していくことの重要性
 - ・特に重要となる学習活動の在り方
 - 資質・能力の育成の基盤としての言語の役割と言語活動を充実させることの必要性
 - 体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
 - 児童及び生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- (それぞれの活動等の意義や必要性、主体的・対話的で深い学びとの関連を記述)

(2) 教育課程の実施上の留意事項

- ・発展的な内容の指導と留意点
- ・知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の取扱い
(各教科等を合わせた指導)

・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用、障害の状態や特性への配慮
(情報活用能力の育成と情報機器の活用とを分けて記述)

(第2の3との関係整理)

- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実

2 学習評価の充実

- ・各教科等の目標に応じて評価を行う
- ・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う
(各教科等の観点は示さず)
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上

第5 個々の児童及び生徒の発達や進路を踏まえた指導

1 個々の児童及び生徒のキャリア発達の支援

- ・教師と児童及び生徒の信頼関係及び児童及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童及び生徒理解を深め(小・中)、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう(中)、生徒指導を充実すること(小中)。
- ・各教科等の指導に当たり、児童及び生徒が自らの将来について考える機会を設けるなどキャリア教育を充実すること(小)
- ・生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導(キャリア教育)を行うこと(中)

- ・児童及び生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、習熟度別指導、課題学習、補充・発展学習など、個に応じた指導を充実すること
- ・ガイダンス機能の充実(中)

2 個々の児童及び生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等を踏まえた指導

- (1) 障害のある児童及び生徒への指導
 - ・「個別の教育支援計画」の作成
 - ・「個別の指導計画」の作成
 - ・個に応じた指導、授業形態や集団の構成の工夫、協力的な指導
 - ・重複障害者に対する指導、専門的な知識・技能を有する教師間の協力の下の指導、専門家の指導、助言
 - ・学校医等との連携、保健及び安全への留意
 - ・障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒への対応

- (2) 海外から帰国した児童及び生徒等の学校生活への適応や日本語指導
 - ・個々の児童及び生徒の学校生活への適応と外国における経験をいかした指導
 - ・日本語の習得に困難のある児童及び生徒への指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

第6 学習活動の充実のための基盤

- 1 学校における学習活動の基盤
 - ・学級経営の充実を通じた学習や生活の基盤づくり
 - ・学習指導を改善・充実していく体制(校内研修体制)
 - ・校内の組織体制の整備
 - ・教師間の相互の連携
 - ・学校間の連携
 - ・部活動の意義や留意点(教育課程との関連、地域連携)(中)
 - ・特別支援学校におけるセンター的機能

- 2 家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携・協働

第7 道徳教育推進上の配慮事項

- ・全体計画の作成、道徳教育推進教師
- ・指導内容の重点化(低・中・高)
- ・豊かな体験の充実
- ・家庭、地域との連携・協働

別表 各教科等の見方・考え方

各教科等の学習において働かせ、育成する見方・考え方の一覧を示す

個々の児童の発達を
どのように支援するか

実施するために何が必要か

高等部学習指導要領の構成

第1章 総則

教育目標、教育課程の編成の一般方針、各教科・科目及び単位数、各教科・科目の履修、各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修、内容等の取扱いに関する共通事項、指導計画の作成等に関する規定、重複障害者等に関する規定及び卒業の認定、重複障害者等に関する教育課程の取扱い等について規定

第2章 各学科に共通する各教科

各教科・科目ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

- 第2款(高校に準ずる)
 - 国語、社会、公民、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、情報
- 第3款(知的障害者)
 - 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、情報

第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する特別支援学校
 - 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語

視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
保健医療

聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
印刷、理容・美容、美容、クリーニング

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
家政、農業、工業、流通・サービス、福祉

第4章 総合的な学習の時間

第5章 特別活動

下線部は、高等部学習指導要領には示されていない観点

「社会に関わられた教育課程の実現に向けて、高等部学習指導要領全体及び総則はどのような構造や表現とすることがふさわしいか」

第1節 教育目標の編成

第1款 一般方針

・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
・障害の状態及び発達段階や特性等への考慮
・学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
・道徳教育・体育・健康に関する指導
・自立活動の指導
・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

第2款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修

第1 各教科・科目及び単位数等
・卒業までに履修させる単位数等
・各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数
・主として専門学科において開設される各教科・科目
・学校設定教科、科目

第2 各教科・科目の履修等

・各学科に共通する必修教科・科目及び総合的な学習の時間
・専門学科における各教科・科目の履修
・職業教育を主とする専門学科における各教科・科目の履修等

第3 各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

第3款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

第1 各教科等の履修
・卒業までに履修させる単位数等
・各学科に共通する各教科等
・主として専門学科において開設される各教科・科目
・学校設定教科

第2 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

・総授業時数の標準
・年間の授業日数(週数)
・専門教科の授業時数
・ホームルーム活動の授業時数
・生徒会活動
・学校行事
・総合的な学習の時間に充てる授業時数
・自立活動に充てる授業時数
・授業の1単位時間の適切な設定
・短時間学習の留意点
・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

- 1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成
- 2 各教科・科目等の内容等の取扱い
 - ・高等学校に準ずる
・生徒の負担過重
・指導の順序
・学習活動の区分
・指導内容の重点化、選択
・生徒の知的障害の状態等に応じた具体的な指導内容の設定
- 3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項
 - ・各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
・各事項のまとめ方や重点の置き方
・個別の指導計画の作成、評価、指導の改善
・義務教育段階での学習内容の確実な定着
・道徳教育の全体計画の作成
・家庭や地域、学校相互の連携、交流及び共同学習
- 4 職業教育に関して配慮すべき事項
 - ・普通科における配慮事項
・専門学科における配慮事項
・職業に関する教科・科目の配慮事項
- 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項
 - ・個に応じた指導の充実
・重複障害者に対する指導、教師間の連携、専門家の指導・助言
・言語活動の充実
・自己の生き方や在り方を考え主体的な進路選択、ガイダンス機能の充実
・生徒指導の充実
・キャリア教育の推進
・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
・学習の遅れがちな生徒などへの配慮
・海外から帰国した生徒などへの適切な指導
・障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒
・情報モラル、情報活用能力、障害の状態等に即した教材・教具の創意工夫
・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
・評価による指導の改善、学習意欲の向上
・実験・実習の留意点
・学校医等との連携、保健及び安全への留意
・個別の教育支援計画の作成
・部活動の意義と留意点
・特別支援学校におけるセンター的機能

第5款 単位の修得及び卒業の認定

第1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

1 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得の認定
2 卒業までに修得させる単位数
3 各学年の課程の修了の認定

第2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

・年間の総授業時数
・総合的な学習の時間に充てる授業時数(年間も含む)
・自立活動に充てる授業時数(年間も含む)
・年間の授業日数(週数)
・専門学科の全ての生徒に履修させる授業時数
・H・R活動の授業時数
・生徒会活動、学校行事
・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

第6款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

第7款 専攻科

論点整理を踏まえて追加又は整理すべき視点(例)

学校生活の核となる教育課程の意義

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

高等学校の教育課程全体を通じて育成する資質・能力

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の構造的構造

横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アグレイブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、異通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導、適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある多様な学びの場における十分な学びの確保

学校段階間の接続

部活動の位置づけ

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導

前文

「社会に開かれた教育課程」の実現など今回改訂が目指す理念や、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことの意義について示す

総則

第1款 教育目標

第2款 高等部教育の基本

1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された高等学校の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義、障害の状態及び発達段階や特性等への考慮

2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成

- ・「確かな学力」 学力の3要素、生徒の学習習慣の確立
- ・「豊かな心」 道徳教育、豊かな情操の育成
- ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導
- ・「調和的発達の基盤」 自立活動の指導
- ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

3 高等部教育を通じて育成すべき資質・能力

- ・「生きる力」を一体的に捉えた、高等部教育を通じて育成すべき資質・能力の三つの柱について
- ・高等部教育を通じて育成すべき資質・能力と初等中等教育(幼・小・中・高)を通じて育成すべき資質・能力との関係
- ・各教科等で育成する資質・能力との関係(知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科で育成する資質・能力と小・中学校の各教科で育成する資質・能力との関係)
- ・資質・能力を育むための主体的、対話的で深い学びの必要性(障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮)

4 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現

- ・各学校・学科において、「何ができるようにするか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「個々の生徒の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性
- ・高等部教育を通じて育成すべき資質・能力に基づき、各学校において学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成すること
- ・教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせさせて実施することの必要性
- ・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改善することの必要性

第3款 教育課程の編成

- 1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成
- ・各学校・学科において、育成すべき資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する

何ができるようにするか

2 教育課程の編成における共通事項

第1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修

(1)各教科・科目及び単位数等

- ・卒業までに履修させる単位数等 ・各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数
- ・主として専門学科において開設される各教科・科目

・学校設定教科、科目

(2)各教科・科目の履修等

- ・各学科に共通する必修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・専門学科における各教科・科目の履修等
- ・職業教育を主とする専門学科における各教科・科目の履修等

(3)各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動及び自立活動の授業時数等

(4)単位の修得及び卒業の認定

- ・単位の修得の認定 ・卒業までに修得させる単位数 ・各学年の課程の修了の認定

第2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

(1)各教科等の履修

- ・卒業までに履修させる単位数等 ・各学科に共通する各教科等 ・主として専門学科において開設される各教科・科目 ・学校設定教科

(2)各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

- ・総授業時数の標準 ・年間の授業日数(週数) ・専門教科の授業時数

・ホームルーム活動の授業時数 ・生徒会活動、学校行事

- ・総合的な学習の時間に充てる授業時数 ・自立活動に充てる授業時数

・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点

- ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

(3)卒業までに履修させる授業時数及び卒業の認定

- ・年間の総授業時数 ・総合的な学習の時間に充てる授業時数(年間も含む)

・自立活動に充てる授業時数(年間も含む) ・年間の授業日数(週数)

- ・専門学科の全ての生徒に履修させる授業時数 ・HR活動の授業時数 ・生徒会活動、学校行事

・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点

- ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

3 中学部との接続

4 義務教育段階での学習内容の確実な定着や学習が遅れがちな生徒などへの配慮

(1)義務教育段階での学習内容の確実な定着

- ・各教科・科目の指導における学習機会
- ・必修教科・科目の標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当する
- ・学校設定科目等を履修させた後に、必修教科・科目を履修させる

(2)学習が遅れがちな生徒などへの配慮

- ・各教科・科目の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行う

高等部学習指導要領の構成

- 5 横断的に育成すべき資質・能力と教科等間の関係
- 6 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成
- 7 各教科・科目等の内容等の取扱い
 - ・高等学校に準ずる・生徒の負担過重・指導の順序・学習活動の区分
 - ・指導内容の重点化、選択・生徒の知的障害の状態等に応じた具体的異なる指導内容の設定
- 8 調和の取れた全体の指導計画
 - ・各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
 - ・各事項のまとめ方や重点の置き方の工夫
 - ・個別の指導計画の作成、評価、指導の改善
 - ・道徳教育の全体計画の作成
 - ・家庭や地域、学校相互の連携、交流及び共同学習
 - ・職業教育に関して配慮すべき事項
- 9 障害の状態等に応じた教育課程の編成の基本的な考え方
 - ・学習指導要領を踏まえて教育内容・授業時数を明らかにする段階と教育内容を踏まえて指導計画を作成する段階
 - ・指導内容の精選等¹⁾について、精選する際の基本的な考え方
 - ・各教科等の学びの連続性の考え方(小・中学校等の各教科、知的障害者である児童生徒のための各教科)
 - ・自立活動を主とした教育課程を行う際の心身の調和的発達、全人的な発達を促すための系統的な指導の在り方
 - ・教科及び自立活動の指導目標設定等の手続き
- 10 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

第4款 教育課程の実施と学習の評価

- 1 教育課程の実施
 - (1) 指導内容の具体化
 - ・第2章以下に示す各教科等の内容のまとめ(単元、題材、主題など)ごとに、育成すべき資質・能力をイメージし、主体的・対話的で深い学びを通じて計画的に育成していくことの重要性
 - ・特に重要となる学習活動の在り方
 - 資質・能力の育成の基盤としての言語の役割と言語活動を充実させることの必要性
 - 生徒が**見通し**を立てたり振り返りたりする活動
 - (それぞれの活動等の意義や必要性、主体的・対話的で深い学びとの関連を記述)
 - (2) 教育課程の実施上の留意事項
 - ・発展的な内容の指導と留意点
 - ・個々の生徒の特性等の伸長
 - (第4款1 個々の生徒の発達の支援 キャリア教育の充実との関係を整理)
 - ・情報モラル、情報活用能力、障害の状態等に即した教材・教員の創意工夫(情報活用能力の育成と情報機器の活用とを分けて記述)(第7款の5との関係整理)
 - ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実

どのように学ぶか 何が身に付いたか

- ・知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の取扱い(各教科等を合わせた指導)
- 2 学習評価を通じた学習指導の改善
 - ・各教科等の目標に応じて評価を行う
 - ・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う(各教科等の観点は示さない)
 - ・評価による指導の改善、学習意欲の向上

第5款 個々の生徒の発達や進路を踏まえた指導

- 1 個々の生徒のキャリア発達の支援
 - ・教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒指導を充実すること
 - ・生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、ガイダンス機能の充実を図り、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を充実すること
- (職業に関する専門学科におけるキャリア教育の推進のための就業体験等、及び学校生活の全体を通じた個々の生徒の個性の伸長、との関係について整理)
- ・生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、習熟度別指導、課題学習、補充・発展学習など、個に応じた指導を充実すること

2 個々の生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等を踏まえた指導

- (1) 障害のある生徒への指導
 - ・「個別の教育支援計画」の作成
 - ・「個別の指導計画」の作成
 - ・個に応じた指導、授業形態や集団の構成の工夫、協力的な指導
 - ・重複障害者に対する指導、専門的な知識・技能を有する教師間の協力の下の指導、専門家の指導・助言
 - ・実験・実習の留意点・学校医等との連携、保健及び安全への留意
 - ・障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒への対応

- (2) 海外から帰国した生徒等の学校生活への適応や日本語指導
 - ・個々の生徒の学校生活への適応と外国における経験をいかした指導
 - ・日本語の習得に困難のある生徒への指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

第6款 学習活動の充実のための基盤

- 1 学校における学習活動の基盤
 - ・学級経営の充実を通じた学習や生活の基盤づくり
 - ・学習指導を改善・充実していく体制(校内研修体制)
 - ・学校間の連携、交流・部活動の意義と留意点・特別支援学校におけるセンター的機能
- 2 家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携・協働

別紙 各教科等の見方・考え方

各教科等の学習において働かせ、育成する見方・考え方の一覧を示す